

第3章 公共施設の現状と課題



第3章 公共施設の現状と課題

第1節 公共施設の現状

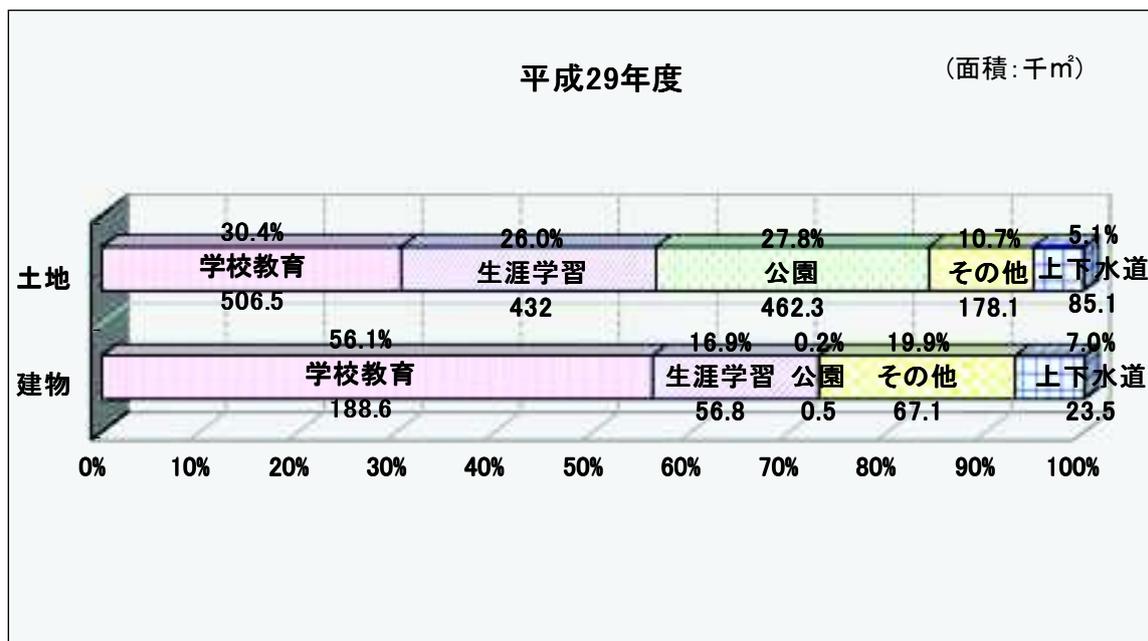
本市の公共施設は、道路や上下水道などの市民生活には欠かせない基盤施設や小中学校や幼稚園などの教育施設をはじめ、文化会館や図書館、公園のように広く市民の方が利用する施設、市役所や消防施設のように必要な行政サービスを提供するための施設など、さまざまな施設があります。

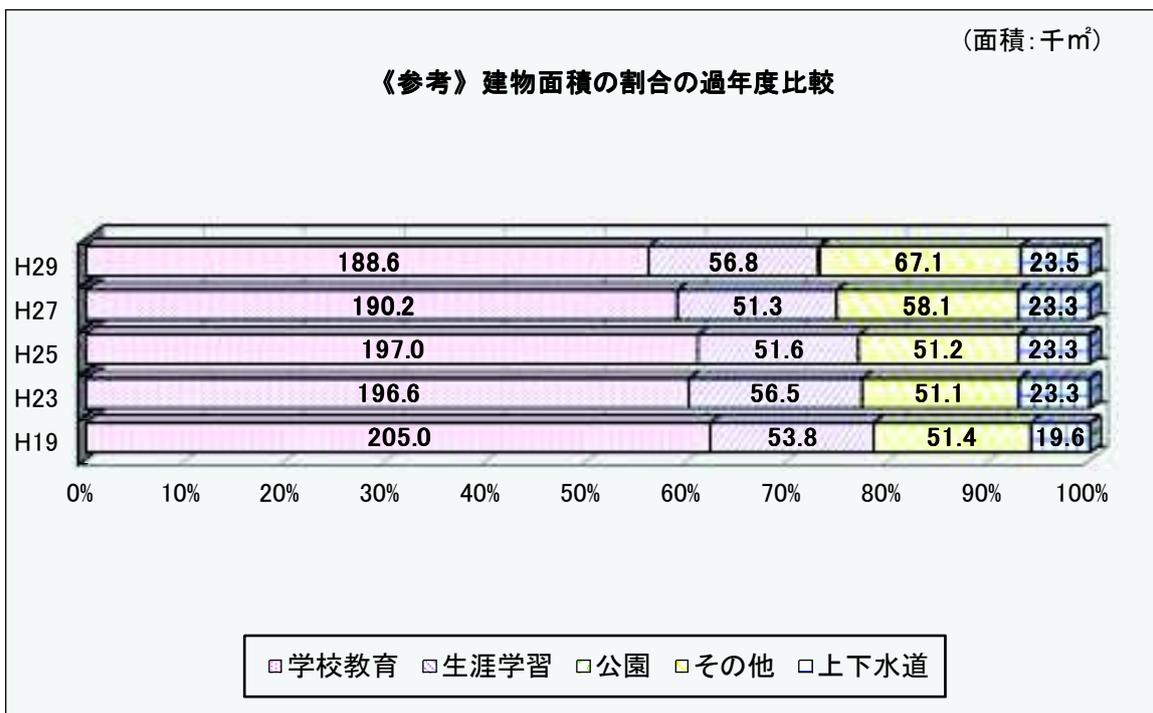
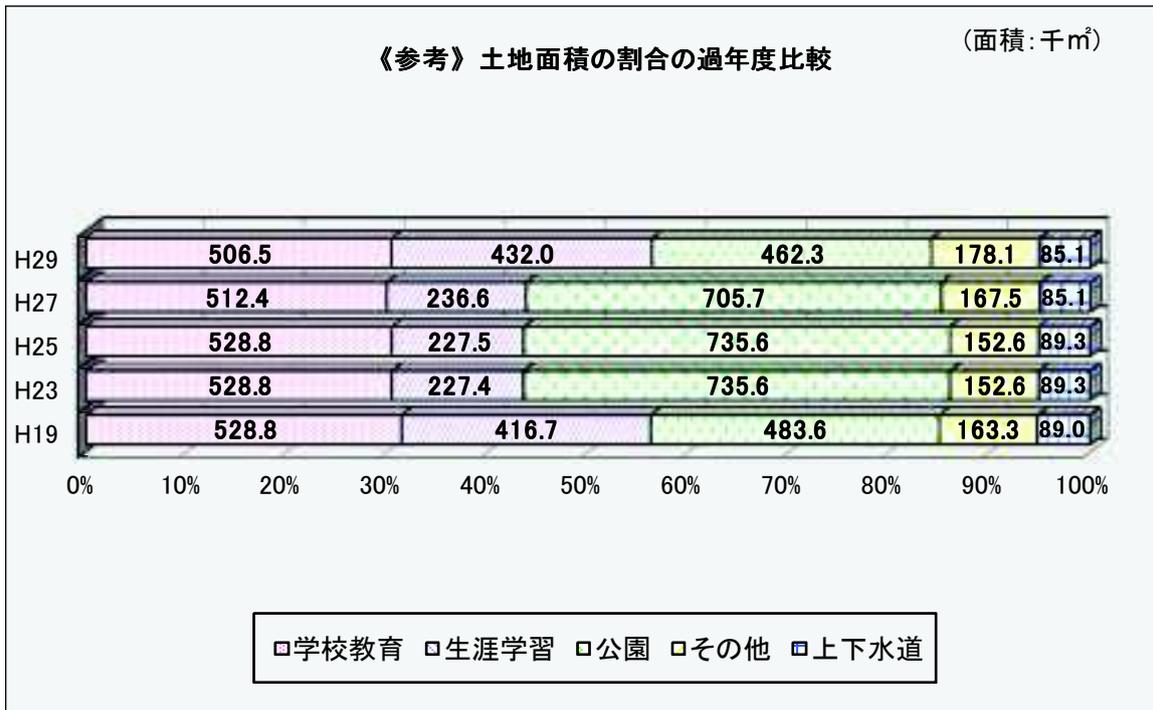
1 施設の数と面積

平成29(2017)年度の状況を調査した公共施設概要調査の結果、平成30(2018)年3月31日現在、道路や上下水道等の基盤施設を除く公共施設の数499施設、土地面積は約166万3,946平方メートル、建物面積は約33万9,627平方メートルとなっています。

このうち、学校教育施設及び生涯学習施設などの教育関連施設が103施設あり、全体の土地面積の約56パーセントに当たるおよそ93万8,500平方メートル、建物面積の約73パーセントに当たるおよそ24万8,300平方メートルを占めています。

【公共施設の性質別内訳】





平成 27 (2015) 年度との比較による主な相違点は、幼稚園 1 園が「認定こども園」として学校教育施設から福祉施設（グラフ上は「その他」）へ移行したことと、「公園」として集計していたカルチャーパーク及びおおね公園をスポーツ施設が含まれる「生涯学習」として集計したことで、このことにより、土地、建物ともに面積割合に変動が生じています。

【公共施設の性質別内訳】

大分類	中分類	施設数	土地		建物	
			面積(m ²)	構成(%)	面積(m ²)	構成(%)
学校教育	小学校	13	257,507	15.5	102,439	30.2
	中学校	9	219,632	13.2	78,816	23.2
	幼稚園※1	10	29,349	1.8	9,805	2.9
	その他	1	0	0.0	444	0.1
	小計	33	506,488	30.4	191,504	56.4
生涯学習	公民館等	12	31,556	1.9	14,707	4.3
	青少年	39	49,770	3.0	6,828	2.0
	文化・芸術・歴史	6	40,217	2.4	13,331	3.9
	スポーツ・健康	13	310,474	18.7	21,974	6.5
	小計	70	432,017	26.0	56,840	16.7
庁舎等	庁舎	8	33,527	2.0	17,538	5.2
	連絡所	3	0	0.0	211	0.1
	倉庫	60	8,128	0.5	5,400	1.6
	その他	9	3,078	0.2	1,915	0.6
	小計	80	44,733	2.7	25,064	7.4
福祉	保育・子育て	41	22,922	1.4	9,033	2.7
	高齢者	8	7,083	0.4	2,670	0.8
	その他	4	9,131	0.5	8,840	2.6
	小計	53	39,136	2.4	20,543	6.0
観光・産業	観光	14	9,295	0.6	3,327	1.0
	産業振興	5	15,145	0.9	809	0.2
	小計	19	24,440	1.5	4,136	1.2
公営住宅		14	30,533	1.8	15,987	4.7
公園・緑地※2		207	462,286	27.8	500	0.1
環境・衛生	自然環境	2	33,447	2.0	271	0.1
	その他	9	5,158	0.3	1,057	0.3
	小計	11	38,605	2.3	1,328	0.4
その他		6	640	0.0	195	0.1
一般会計合計		493	1,578,878	94.9	313,097	93.1
上下水道		6	85,068	5.1	23,530	6.9
総合計		499	1,663,946	100.0	339,627	100.0

注： 1 m²未満四捨五入。構成の割合は、分類ごとに算出しているため、合計が合わない場合があります。複合化している施設は、主たる用途の施設に算入。

※1 旧上幼稚園園舎を含む。

※2 桜土手古墳公園（歴史公園）は桜土手古墳展示館と管理運営が一体のため、「文化・芸術・歴史」に算入。カルチャーパーク及びおおね公園は「スポーツ・健康」に算入。公園・緑地に桜土手古墳公園（歴史公園）、カルチャーパーク及びおおね公園を加えた総施設数は210、面積は約665,967 m²。

【公共施設の土地及び建物の面積の比較】



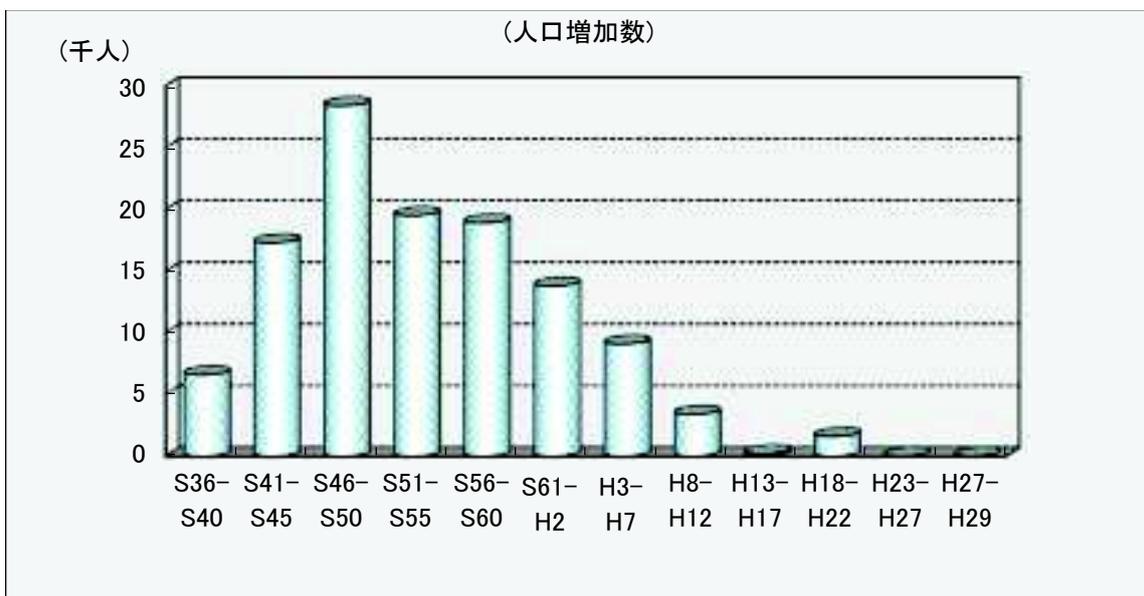
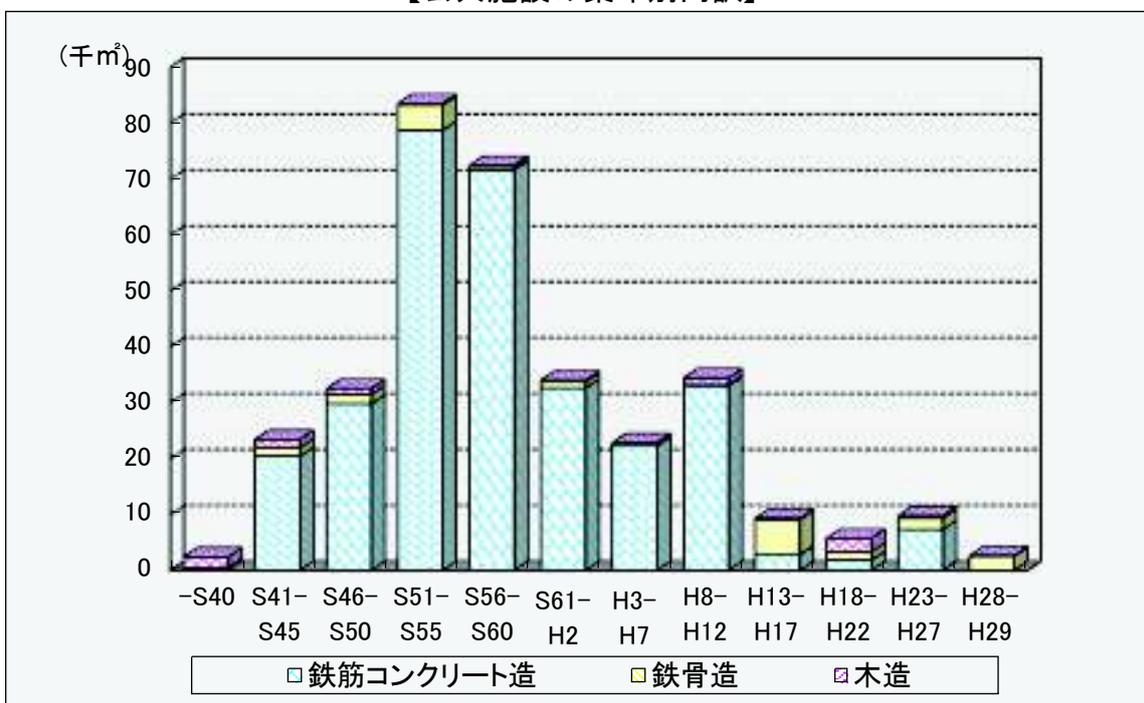
注：緑地を除きます。

2 建物の築年数

本市は、人口が大きく増加した昭和50年代に小中学校をはじめ、多くの公共施設を建設してきました。主な建物257棟のうち、昭和51(1976)年度から昭和60(1985)年度までの10年間に建設された建物が74棟(棟数の約29パーセント、建物面積の約46パーセント)を占めています。

また、一般的に設備機器や一部部材などの更新が必要な築20年以上となる建物は、186棟(棟数の約72パーセント、建物面積の約90パーセント)あり、設備等の更新時期を迎えている施設が増えている状況にあります。

【公共施設の築年別内訳】

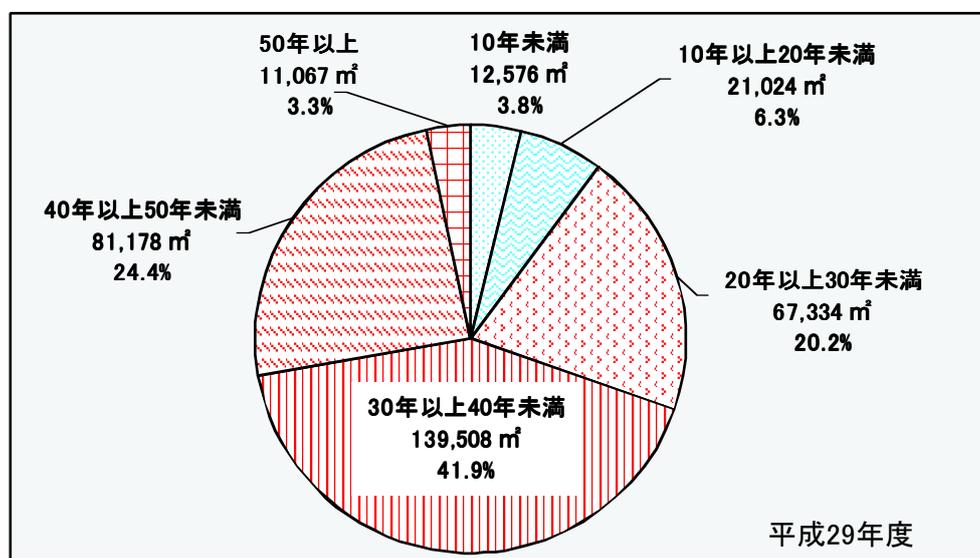


【公共施設の建物の築年別内訳】

建築年	鉄筋コンクリート造			鉄骨造			木造			計		
	棟数	面積 (㎡)	構成 (%)	棟数	面積 (㎡)	構成 (%)	棟数	面積 (㎡)	構成 (%)	棟数	面積 (㎡)	構成 (%)
～S40('65)	3	500	0.2	0	0	0.0	11	1,900	0.6	14	2,400	0.7
S41('66) ～S45('70)	11	20,400	6.1	2	1,500	0.5	9	1,500	0.5	22	23,400	7.0
S46('71) ～S50('75)	17	29,800	9.0	3	1,600	0.5	8	1,100	0.3	28	32,500	9.8
S51('76) ～S55('80)	28	78,700	23.7	9	4,500	1.4	2	300	0.1	39	83,500	25.1
S56('81) ～S60('85)	25	71,600	21.5	9	600	0.2	1	200	0.1	35	72,400	21.8
S61('86) ～H02('90)	13	32,600	9.8	8	1,100	0.3	2	300	0.1	23	34,000	10.2
H03('91) ～H07('95)	13	22,300	6.7	4	500	0.2	0	0	0.0	17	22,800	6.9
H08('96) ～H12('00)	9	33,000	9.9	3	200	0.1	6	1,200	0.4	18	34,400	10.3
H13('00) ～H17('05)	2	2,800	0.8	11	6,300	1.9	1	200	0.1	14	9,300	2.8
H18('06) ～H22('10)	2	1,800	0.5	7	1,500	0.5	4	2,400	0.7	13	5,700	1.7
H23('11) ～H27('15)	2	7,300	2.2	23	2,000	0.6	1	400	0.1	26	9,700	2.9
H28('16) ～H29('17)	0	0	0.0	7	2,500	0.8	1	100	0.0	8	2,600	0.8
合計	125	300,800	90.4	86	22,300	6.7	46	9,600	2.9	257	332,700	100.0

注： 100㎡未満四捨五入。構成の割合は、分類ごとに算出しているため、合計が合わない場合があります。なお、本表は、主要な建物を対象としていること、及び借り上げている建物は除いていることから、概要調査の建物面積の合計数値とは一致しません。

【公共施設の築年数】



3 管理運営経費

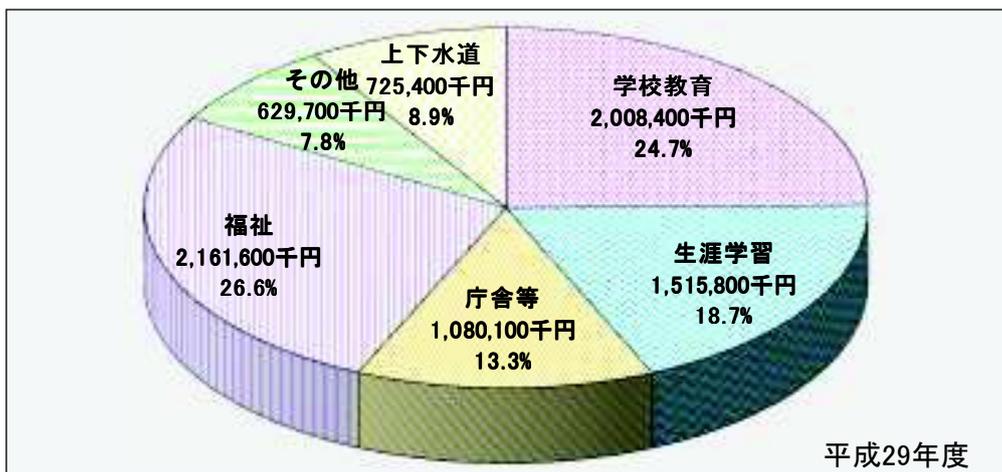
(1) 管理・運営に要した費用等

499 の公共施設について、平成 29(2017)年度にその管理運営等に要した費用の合計は、約 81 億 2,091 万円となりました。このうち、上下水道の庁舎等を除いた一般会計分は、約 73 億 9,553 万円で一般会計歳出総額の約 15 パーセントに当たります。

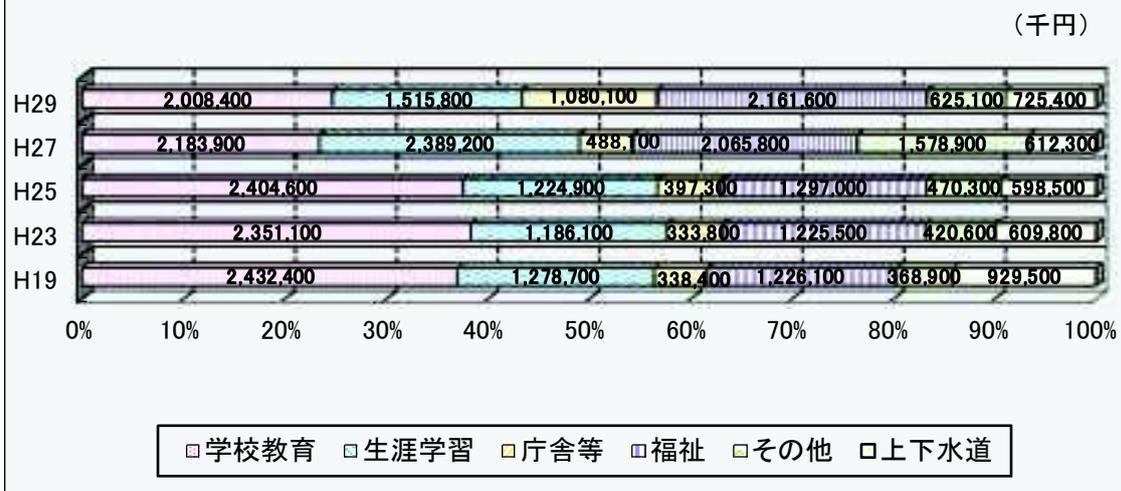
性質別内訳では、福祉施設の管理運営費が全体の約 27 パーセントに当たる約 21 億 6,160 万円、次いで、学校教育施設が全体の約 25 パーセントに当たる約 20 億 840 万円となり、生涯学習施設を含めた教育関連の施設は全体の約 43 パーセントを占めています。

また、管理・運営等に要した常勤職員の労力は、約 257 人分で、これは、平成 29(2017)年 4 月 1 日現在の本市の常勤職員数の約 24 パーセントに当たります。

【管理運営経費の公共施設の性質別内訳】



《参考》 管理運営費(性質別内訳)の過年度比較



【公共施設の分類別管理運営経費】

大分類	中分類	施設数	経費(千円)	構成比(%)
学校教育	小学校	13	1,408,797	12.9
	中学校	9	395,831	4.9
	幼稚園 ^{※1}	10	546,150	6.7
	その他	1	17,585	0.2
	小計	33	2,008,363	24.7
生涯学習	公民館等	12	318,981	3.9
	青少年	39	192,248	2.4
	文化・芸術・歴史	6	394,912	4.9
	スポーツ・健康	13	609,627	7.5
	小計	70	1,515,768	18.7
庁舎等	庁舎	8	902,871	11.1
	連絡所	3	39,396	0.5
	倉庫	60	115,607	1.4
	その他	9	22,244	0.3
	小計	80	1,080,118	13.3
福祉	保育・子育て	41	1,505,868	18.5
	高齢者	8	32,102	0.4
	その他	4	623,583	7.7
	小計	53	2,161,553	26.6
観光・産業	観光 ^{※2}	14	196,592	2.4
	産業振興	5	40,504	0.5
	小計	19	327,096	2.9
公営住宅		14	72,899	0.9
公園・緑地 ^{※3}		207	258,804	3.2
環境・衛生	自然環境	2	14,205	0.2
	その他	9	45,791	0.6
	小計	11	59,996	0.7
その他		6	929	0.0
一般会計合計		493	7,395,526	91.1
上下水道		6	725,381	8.9
総合計		499	8,120,906	100.0

注： 千円未満四捨五入。構成の割合は、分類ごとに算出しているため、合計が合わない場合があります。複合化している施設は、主たる用途の施設に算入しています。

※1 旧上幼稚園園舎を含みます。

※2 名水はだの富士見の湯新築工事に係る工事請負費 415,600 千円、備品購入費 50,000 千円は除きます。

※3 桜土手古墳公園（歴史公園）は桜土手古墳展示館と管理運営が一体のため、「文化・芸術・歴史」に算入。カルチャーパーク及びおおね公園は「スポーツ・健康」に算入。公園・緑地に桜土手古墳公園（歴史公園）、カルチャーパーク及びおおね公園を加えた総施設数は 210 となります。

【公共施設の一般財源負担額上位施設】



(2) 管理・運営経費の内訳

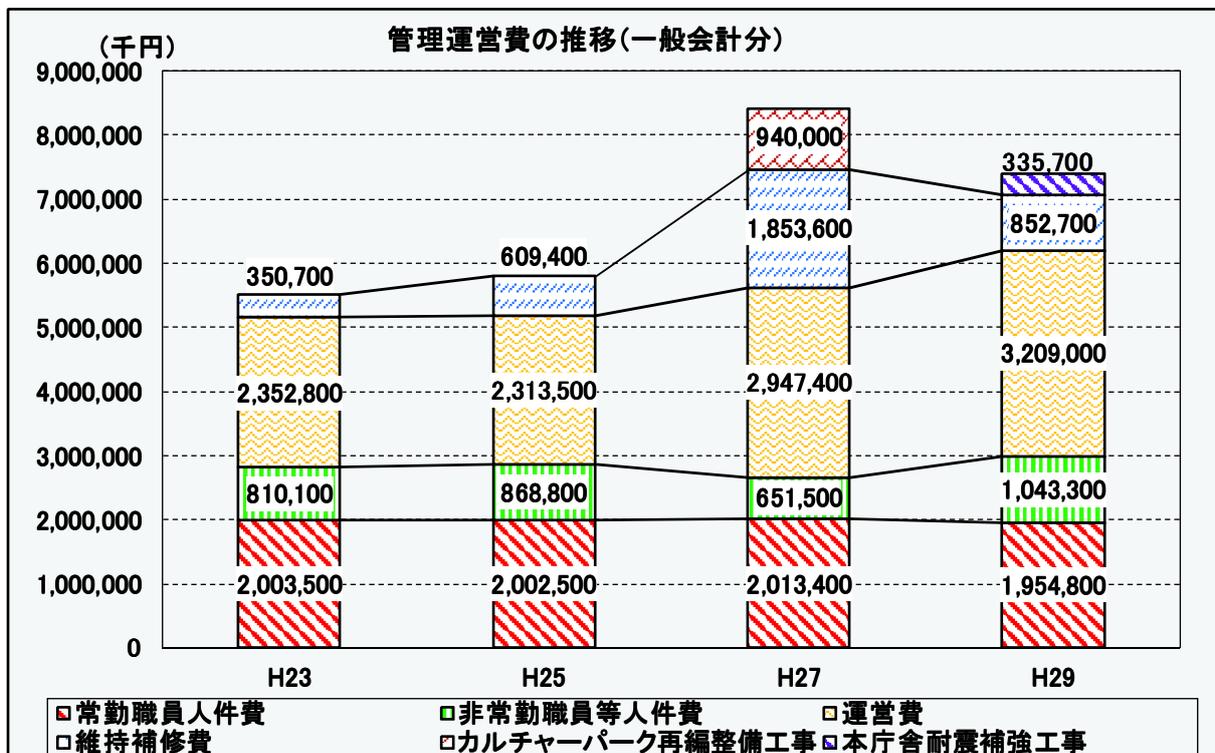
管理運営に要した経費の内訳を見ると、常勤職員及び非常勤職員等（特定職員及び臨時的任用職員）の人件費（以下「人件費」といいます。）は、全体のおよそ37パーセントに当たる約30億4,200万円となり、このうちのおよそ66パーセント(全体の約25パーセント)に当たる約19億9,870万円が常勤職員の人件費となっています。

そのほか、光熱水費や委託料などの施設運営のための費用（以下「運営費」といいます。）は、およそ47パーセントに当たる約37億8,580万円、維持補修のための修繕や工事の費用(以下「維持補修費」といいます。)は、およそ16パーセントに当たる約12億9,310万円となっています。

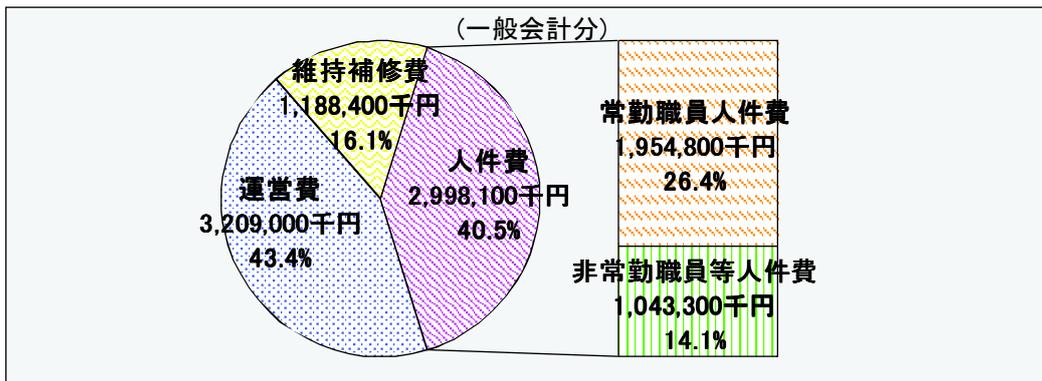
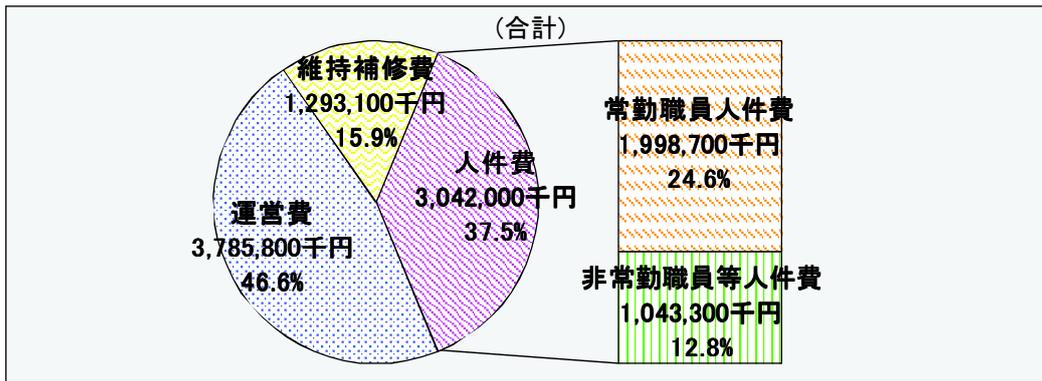
また、一般会計分を見ると、人件費は、約29億9,810万円となり、管理運営費に占める割合は、およそ41パーセントとなっています。このうち、およそ65パーセント(全体の約26パーセント)に当たる約19億5,480万円が常勤職員の人件費となっています。

維持補修費については、施設の老朽化に加えて、平成27(2015)年度はカルチャーパークの再編整備、平成29(2017)年度は市役所本庁舎耐震補強工事により、それぞれ維持補修費が大幅に増加しています。平成29(2017)年度の市役所本庁舎耐震補強工事費は約3億3,570万円であり、これを除いた維持補修費は、約8億5,270万円となります。

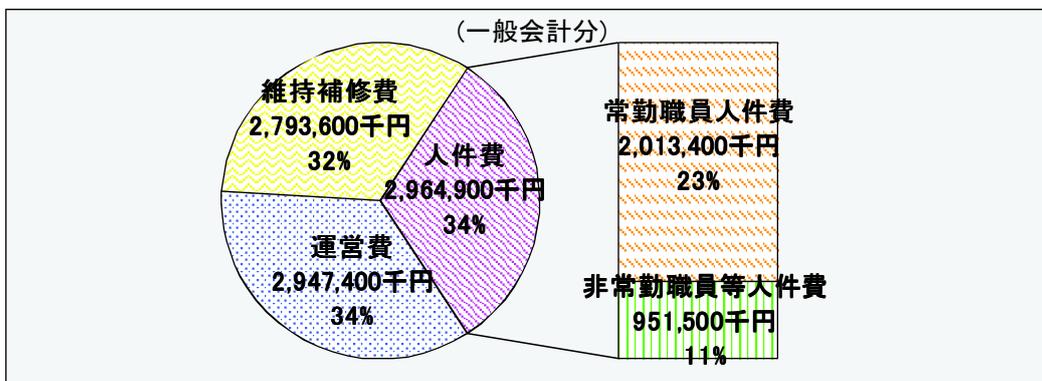
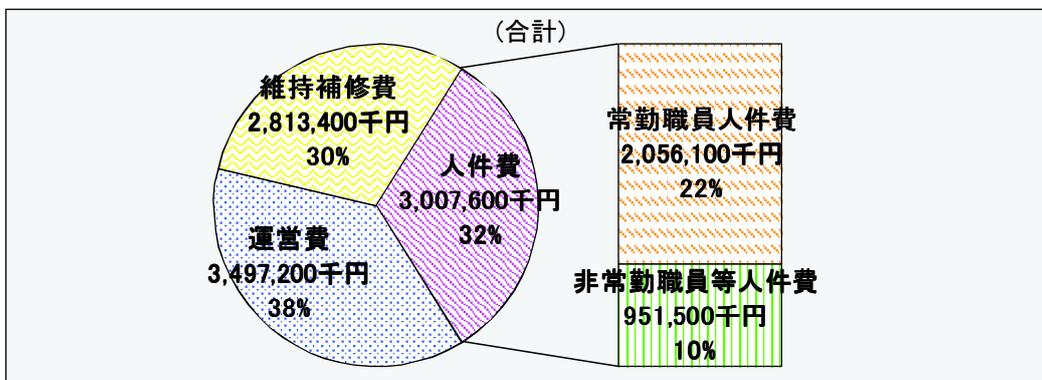
人件費については、常勤・非常勤の割合に大きな変化は見られず、維持補修費の増加により、管理・運営費占める割合は低下していますが、総額は増加傾向にあります。



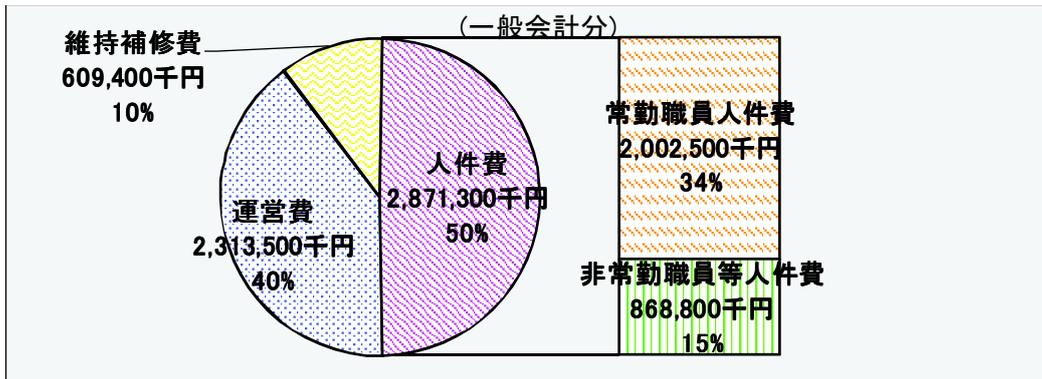
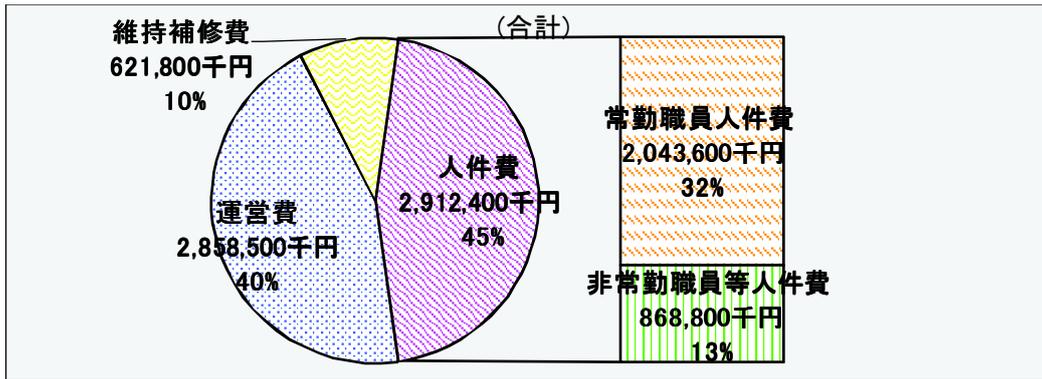
【平成 29 年度 管理運営経費の内訳】



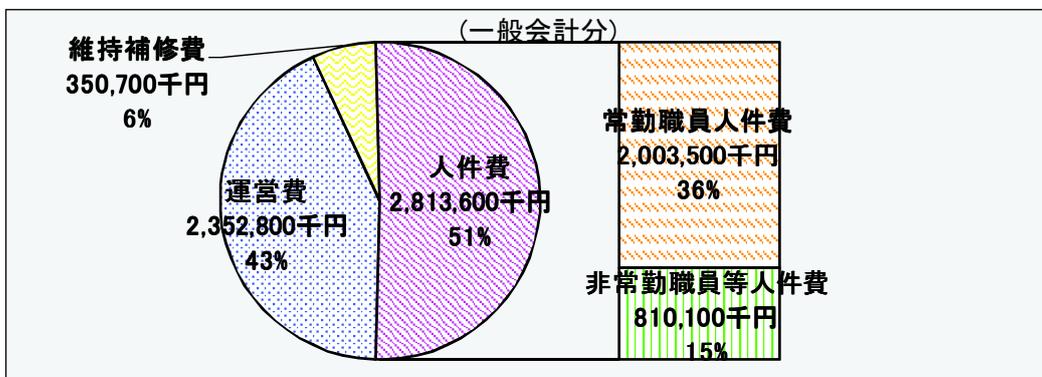
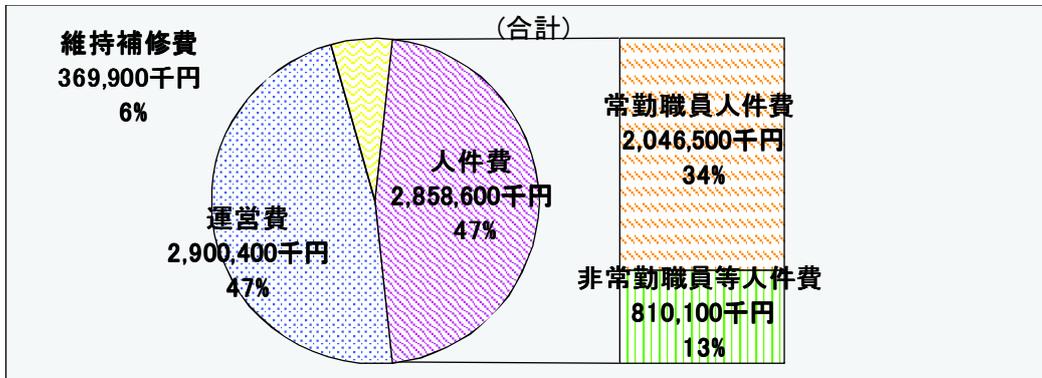
《参考》平成 27 年度



《参考》平成 25 年度

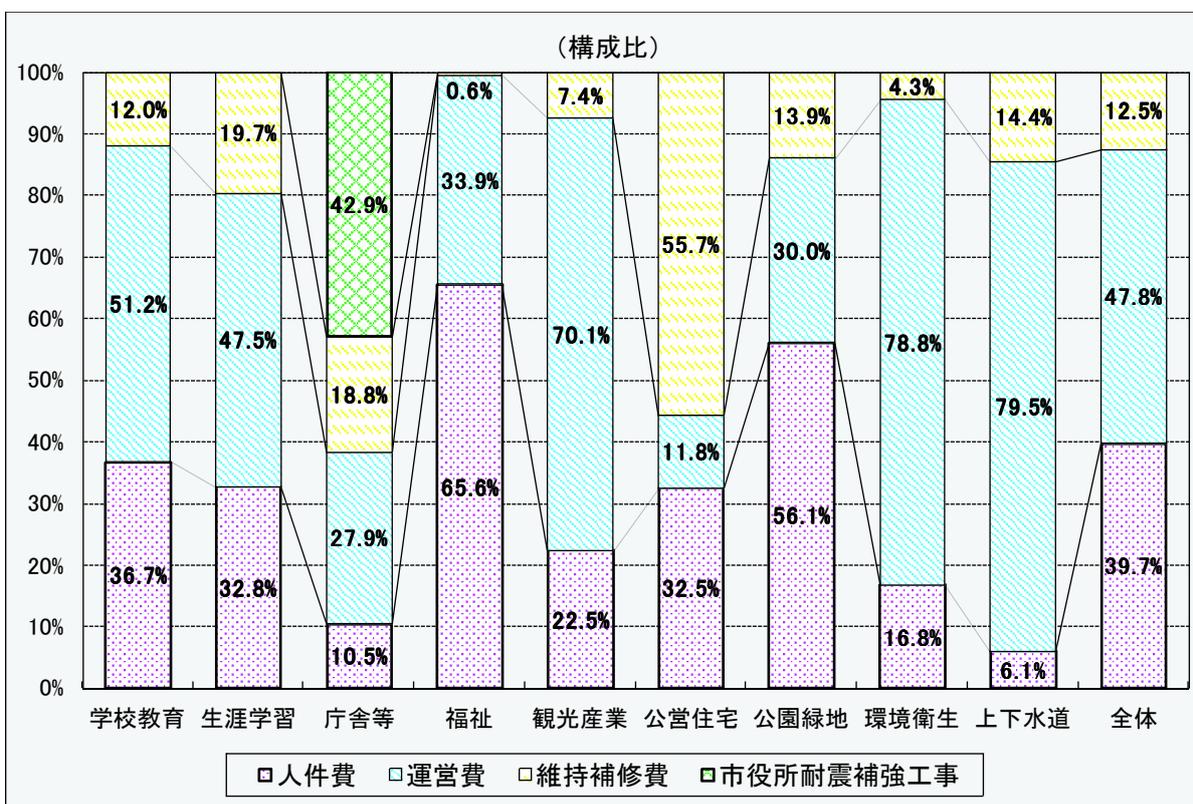
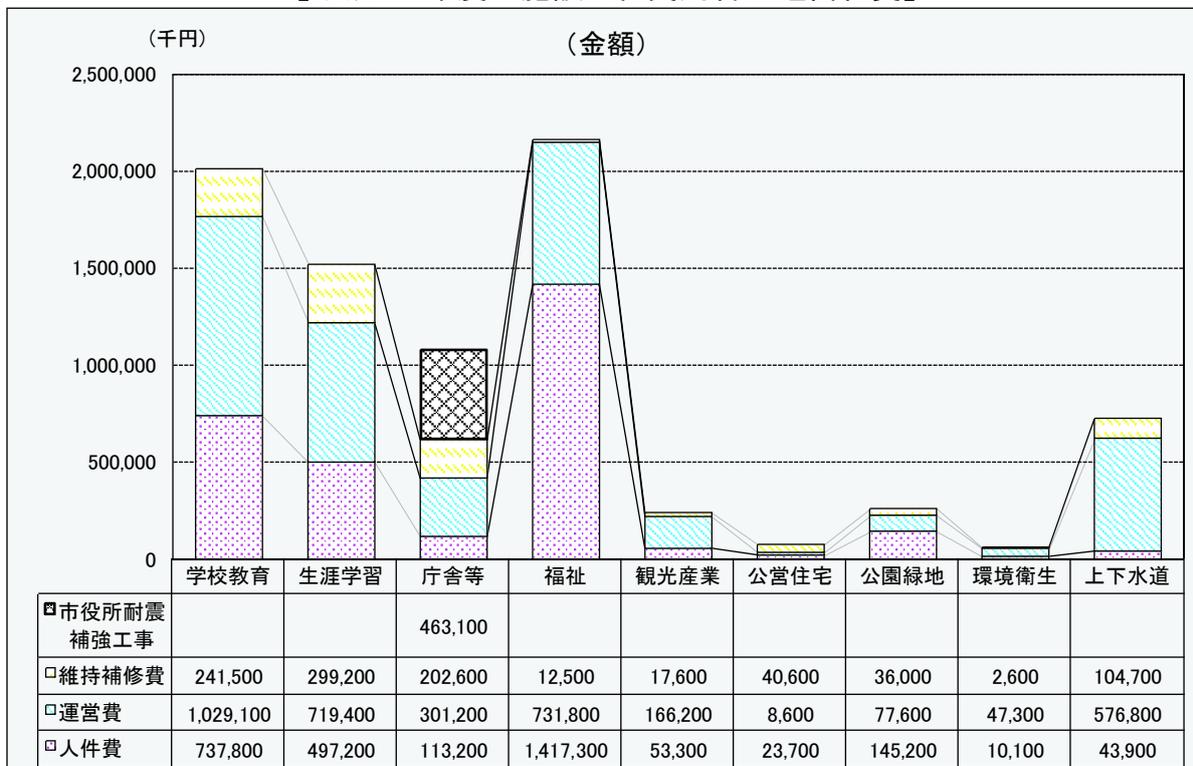


《参考》平成 23 年度

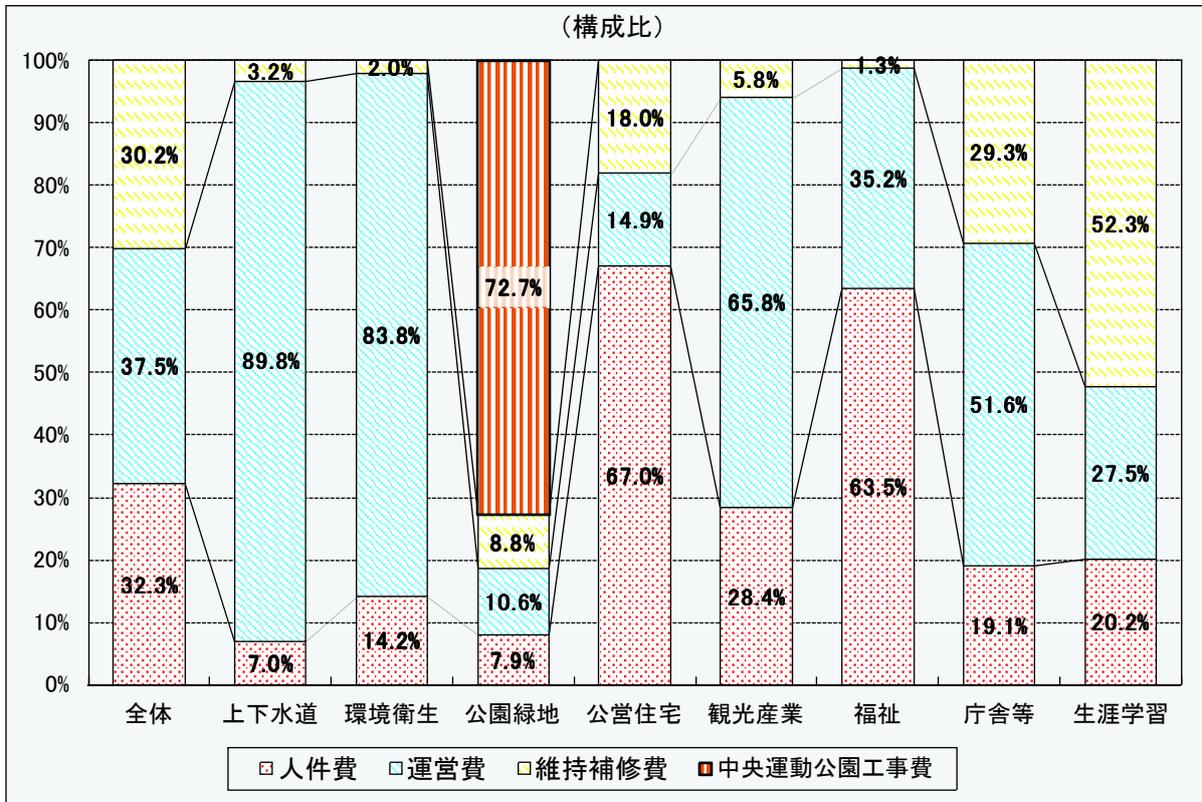
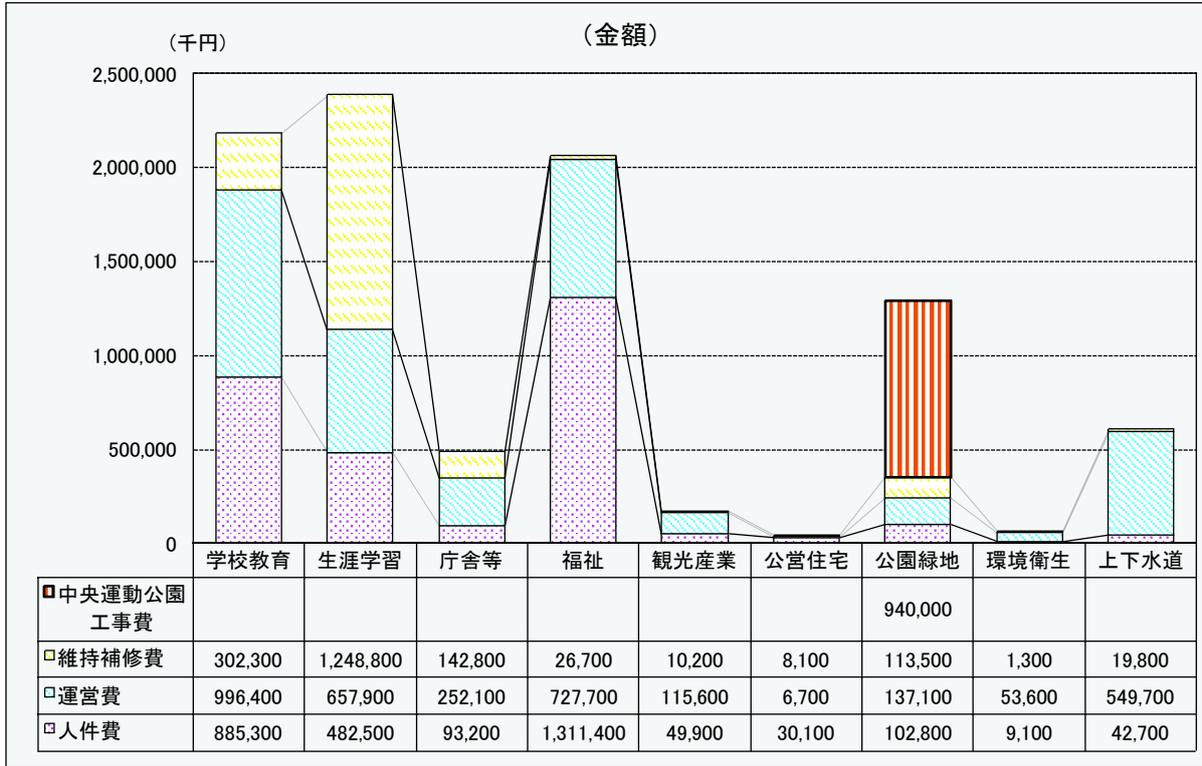


また、施設の性質別に見ると、人件費の占める割合が最も高くなるのは福祉施設、運営費の占める割合が最も高くなるのは上下水道施設、維持補修費の占める割合が最も高くなるのは公営住宅となっています。

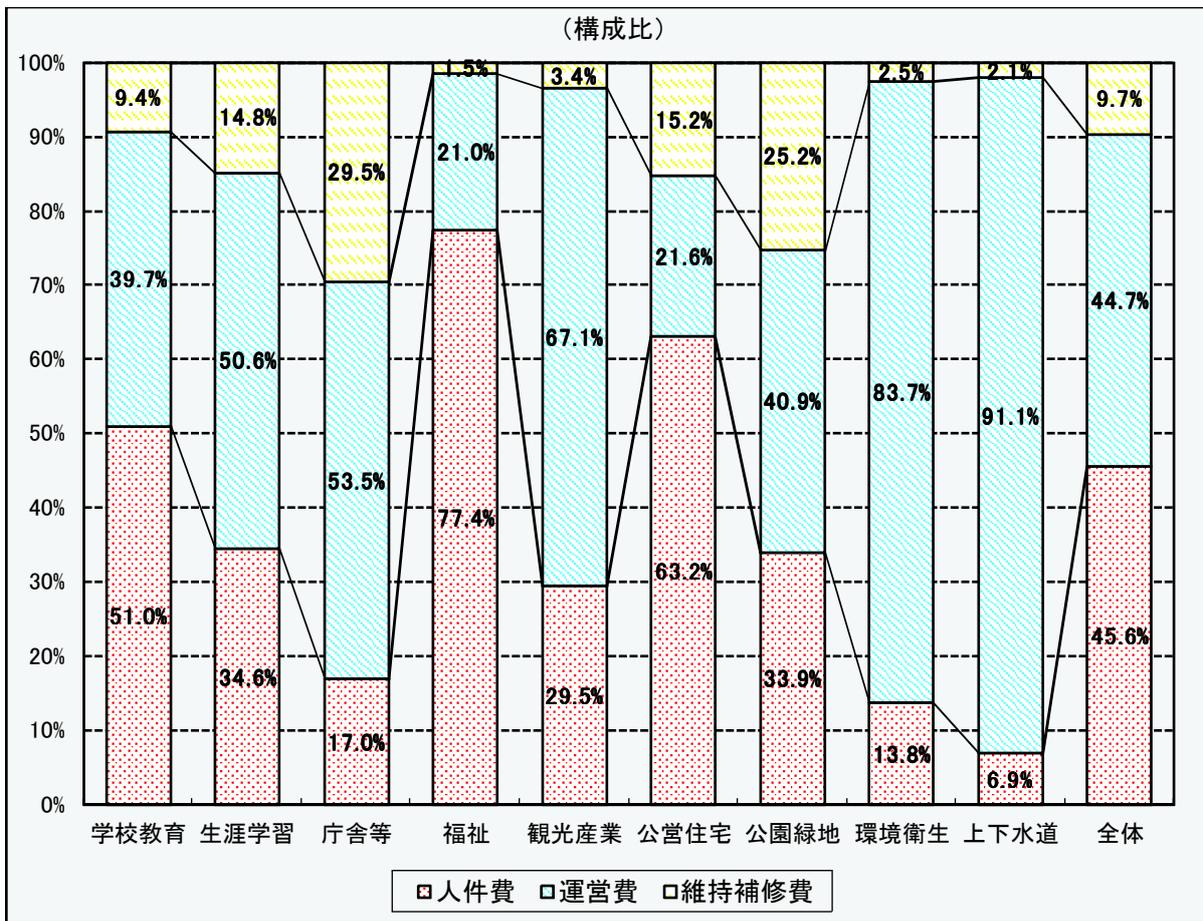
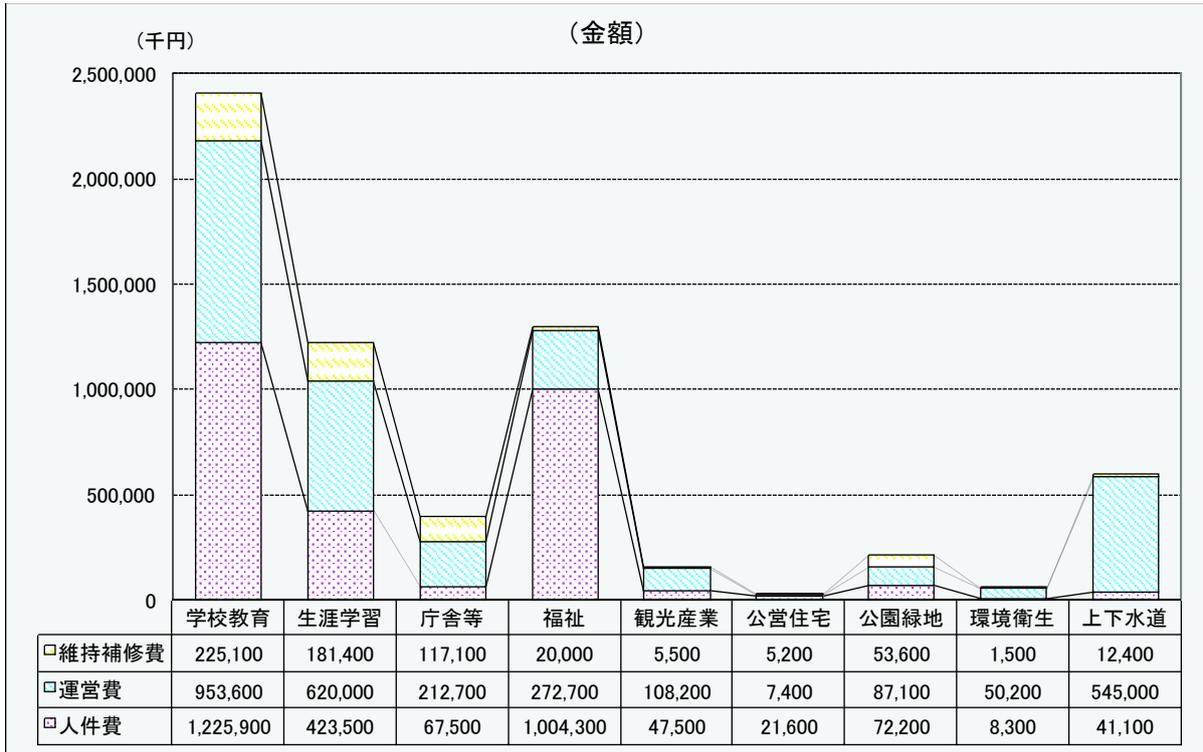
【平成 29 年度 施設の性質別管理運営経費】



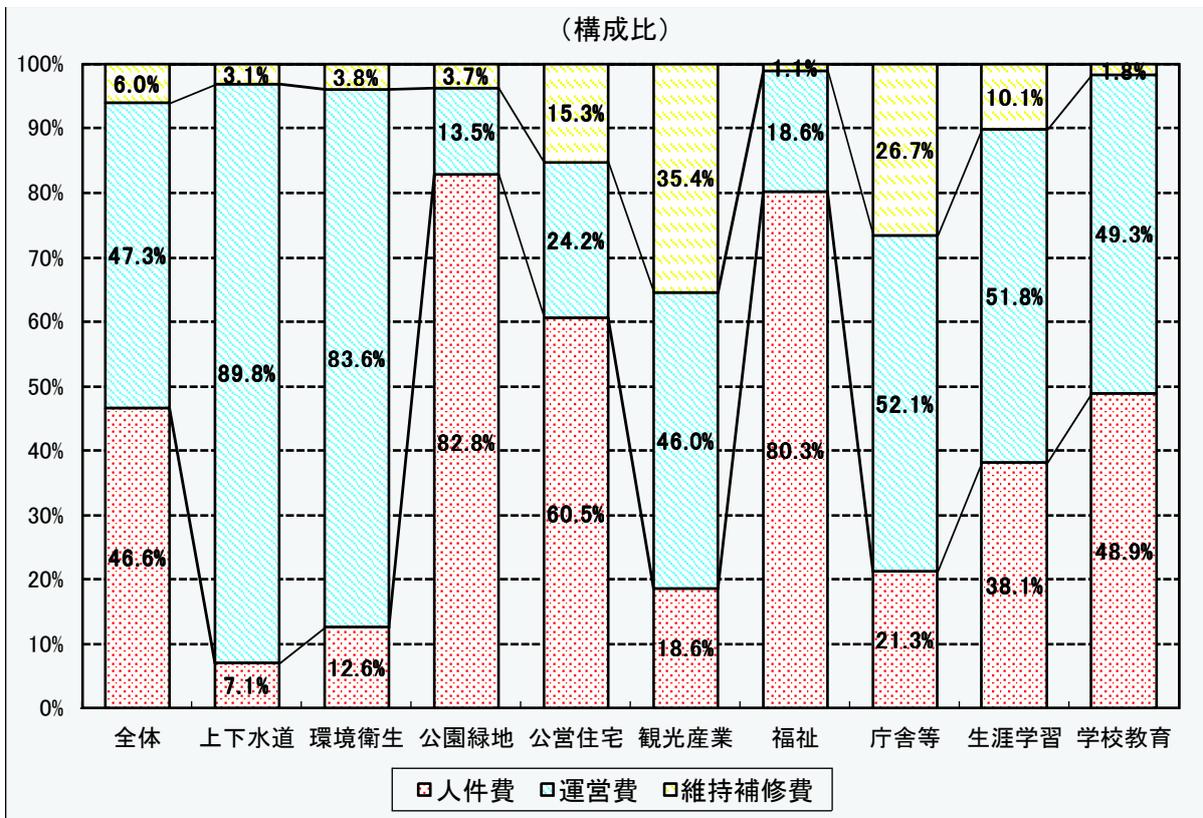
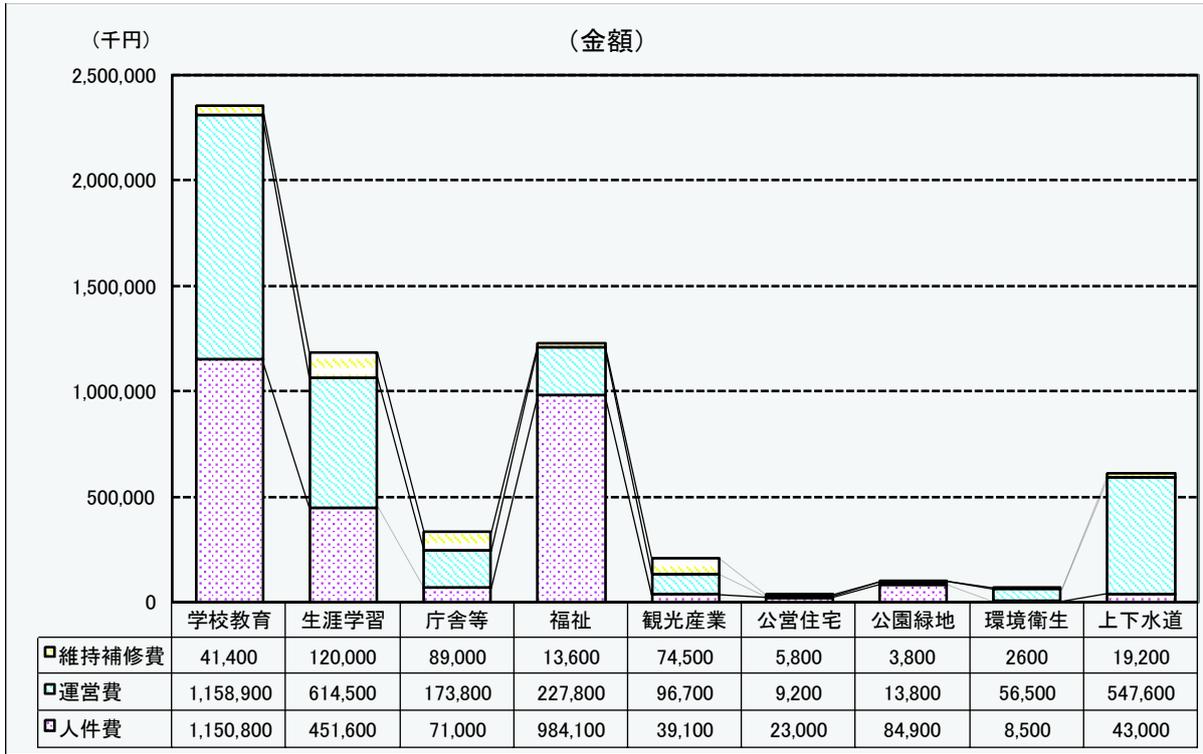
《参考》平成 27 年度



《参考》平成 25 年度



《参考》平成 23 年度



【施設の性質別経費内訳】

大分類	中分類	人件費	運営費	維持補修費	合計
学校教育	小学校	237,292	713,512	97,993	1,048,797
	中学校	16,302	245,832	133,696	395,831
	幼稚園	474,727	61,585	9,839	546,150
	その他	9,435	8,151	0	17,585
	小計	737,755	1,029,080	241,528	2,008,363
生涯学習	公民館等	158,789	85,537	74,655	318,981
	青少年	104,739	57,763	29,746	192,248
	文化・芸術・歴史	119,003	239,891	36,019	394,912
	スポーツ・健康	114,661	336,186	158,780	609,627
	小計	497,191	719,376	299,200	1,515,768
庁舎等	庁舎	37,467	396,888	*468,516	902,871
	連絡所	24,164	15,232	0	39,396
	倉庫	42,112	3,945	69,549	115,607
	その他	9,427	12,564	253	22,244
	小計	113,170	428,629	538,318	1,080,117
福祉	保育・子育て	1,224,229	274,416	7,223	1,505,868
	高齢者	18,121	12,780	1,201	32,102
	その他	174,953	444,573	4,057	623,583
	小計	1,417,303	731,769	12,481	2,161,553
観光・産業	観光	43,774	135,289	17,530	196,592
	産業振興	9,524	30,888	92	40,504
	小計	53,297	166,177	17,622	237,096
公営住宅		23,686	8,602	40,612	72,899
公園・緑地		145,160	77,605	36,040	258,804
環境・衛生	自然環境	9,413	2,388	2,404	14,205
	その他	672	44,910	209	45,791
	小計	10,085	47,298	2,613	59,997
その他		448	481	0	929
一般会計合計		2,998,095	3,209,018	1,188,413	7,395,526
上下水道		43,898	576,760	104,723	725,381
総合計		3,041,993	3,785,777	1,293,136	8,120,906

(単位：千円)

注：千円未満四捨五入。構成の割合は、分類ごとに算出しているため、合計が合わない場合があります。

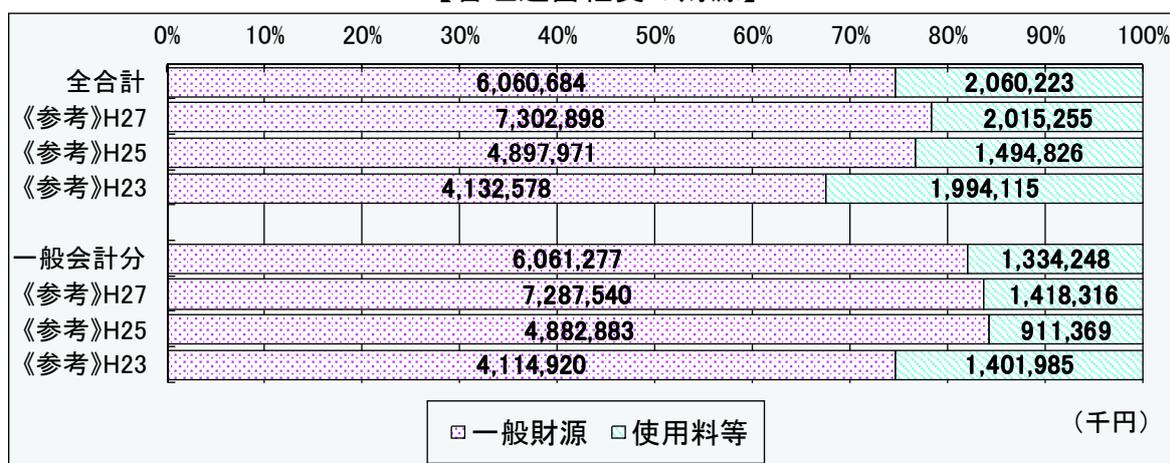
※ 市役所本庁舎耐震補強工事に係る工事請負費及び備品購入費 463,100 千円含む。

(3) 利用者一人当たりのコスト

管理運営経費に充当した一般財源^(※1)は、約 60 億 6,068 万円(一般会計分約 60 億 6,128 万円)となりましたが、これは、市民一人当たり(平成 29(2017)年 10 月 1 日現在)約 36,530 円(一般会計分約 36,534 円)の負担となります。

平成 29(2017)年度における、公共施設の管理運営経費に充当した利用者(受益者)からの使用料及び国・県支出金等の総額は、約 20 億 6,022 万円(このうち一般会計分約 13 億 3,425 万円)となりましたが、これは、管理運営経費のおよそ 25 パーセント(一般会計分は、約 18 パーセント)に当たります。

【管理運営経費の財源】



また、主に不特定の市民が利用する施設^(※2)について、利用者一人に対する一日当たりの管理運営コスト(使用料等の充当分を除いた一般財源負担額)を比較すると、最も低くなったのは、渋沢駅北口駐車場、最も高くなったのは、表丹沢野外活動センターとなっています。

利用者一人当たりの管理運営コストが1,000円を超えている施設は、12施設、利用者の負担だけで単年度の管理運営費が賄えている施設は、渋沢駅北口駐車場、鶴巻温泉弘法の里湯、片町駐車場、秦野駅北口自転車駐車場、臨時第1自転車駐車場及び臨時第2自転車駐車場の6施設となっています。

さらに、学校等(幼稚園及び保育所を含みます。)において、児童等一人に対する一日当たりの管理運営コスト(県費で負担する小中学校の教職員の人件費を除きます。)が最も低くなったのは、南中学校、最も高くなったのは、上幼稚園となっています。

※1 その施設の管理運営費に充てることを目的とした、使用料、補助金その他の収入を除いた財源のことをいいます。

※2 生涯学習施設や福祉施設など、72の施設を対象としています。以下、特に説明のない限り同様です。

【公共施設の管理運営コスト】

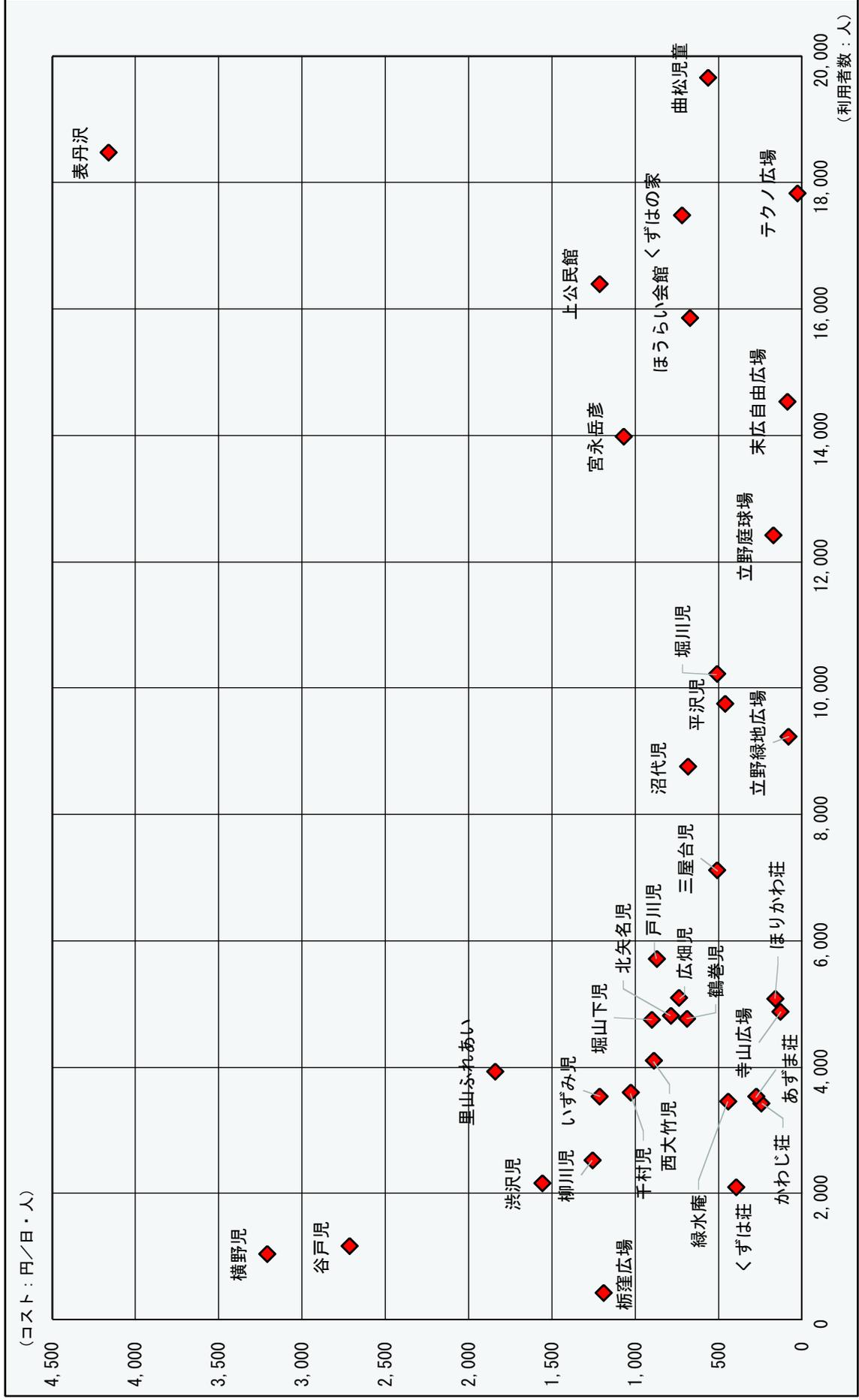
《不特定の市民が利用する施設》

順位	高い施設		低い施設	
	施設名	金額 (円/人・日)	施設名	金額 (円/人・日)
1	表丹沢野外活動センター	4,163	市営渋沢駅北口駐車場	△ 136
2	横野児童館	3,210	鶴巻温泉弘法の里湯	△ 104
3	谷戸児童館	2,715	市営片町駐車場	△ 81
4	里山ふれあいセンター	1,842	秦野駅北口自転車駐車場	△ 28
5	渋沢児童館	1,562	秦野市臨時第1自転車駐車場	△ 27
6	柳川児童館	1,260	秦野市臨時第2自転車駐車場	△ 7
7	上公民館	1,218	テクノスポーツ広場	31
8	いずみ児童館	1,216	立野緑地スポーツ広場	84
9	栃窪スポーツ広場	1,192	末広自由広場	92
10	宮永岳彦記念美術館	1,072	田原ふるさと公園	108
11	カルチャーパーク	1,070		
12	千村児童館	1,031		

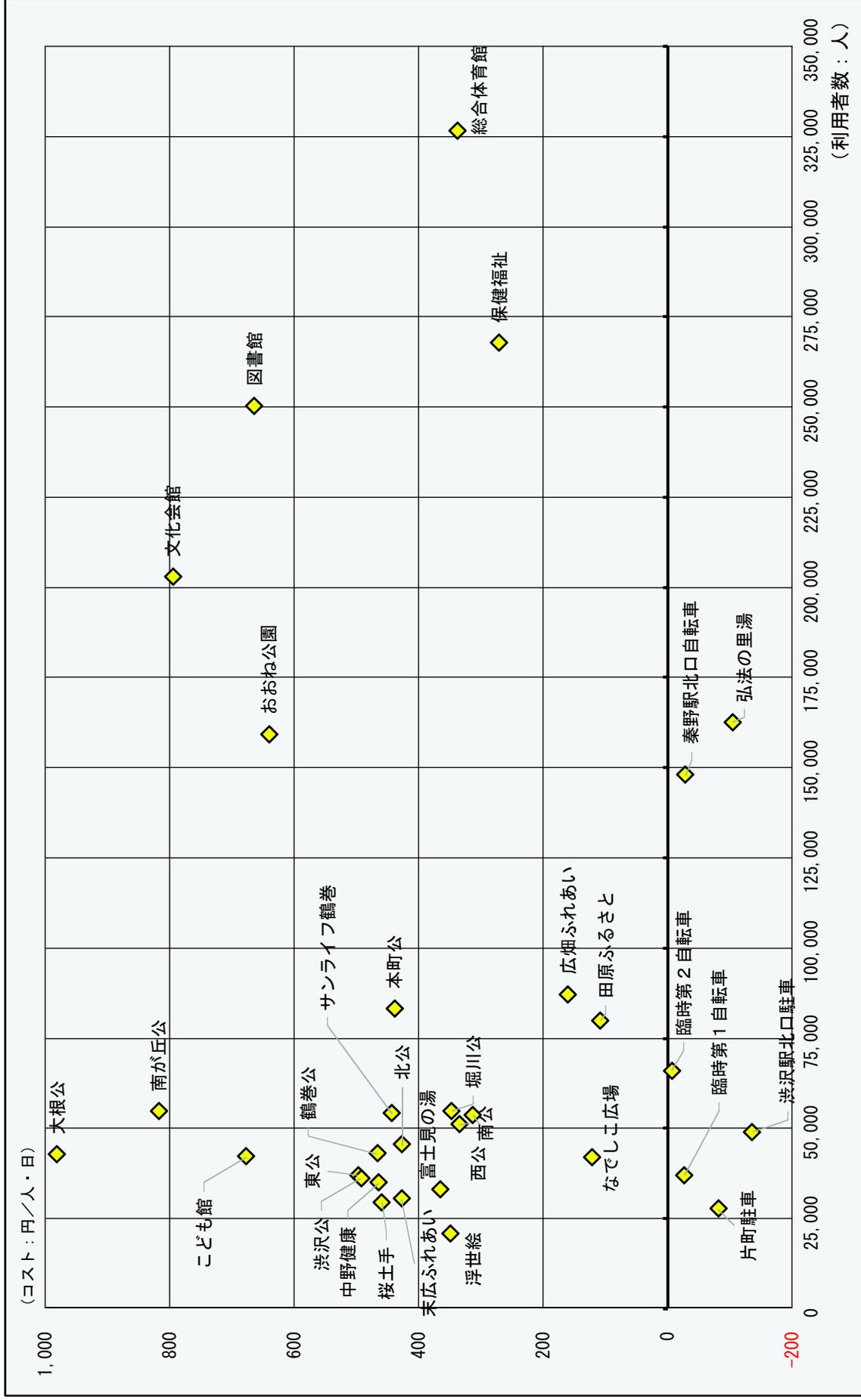
《学校等》

順位	高い施設		低い施設	
	施設名	金額 (円/人・日)	施設名	金額 (円/人・日)
1	上幼稚園	11,154	南中学校	329
2	教育支援教室いずみ	9,578	大根中学校	342
3	大根幼稚園	4,952	鶴巻中学校	352
4	つるまきこども園	3,648	南が丘中学校	384
5	ひろはたこども園	3,440	北中学校	404
6	みなみがおか幼稚園	3,205	渋沢中学校	457
7	東幼稚園	3,153	鶴巻小学校	492
8	すえひろこども園	3,058	西小学校	503
9	南幼稚園	3,042	本町中学校	539
10	みどりこども園	2,943	北小学校	549

【不特定の市民が利用する施設の利用者一人当たりのコスト(利用者2万人未満)】



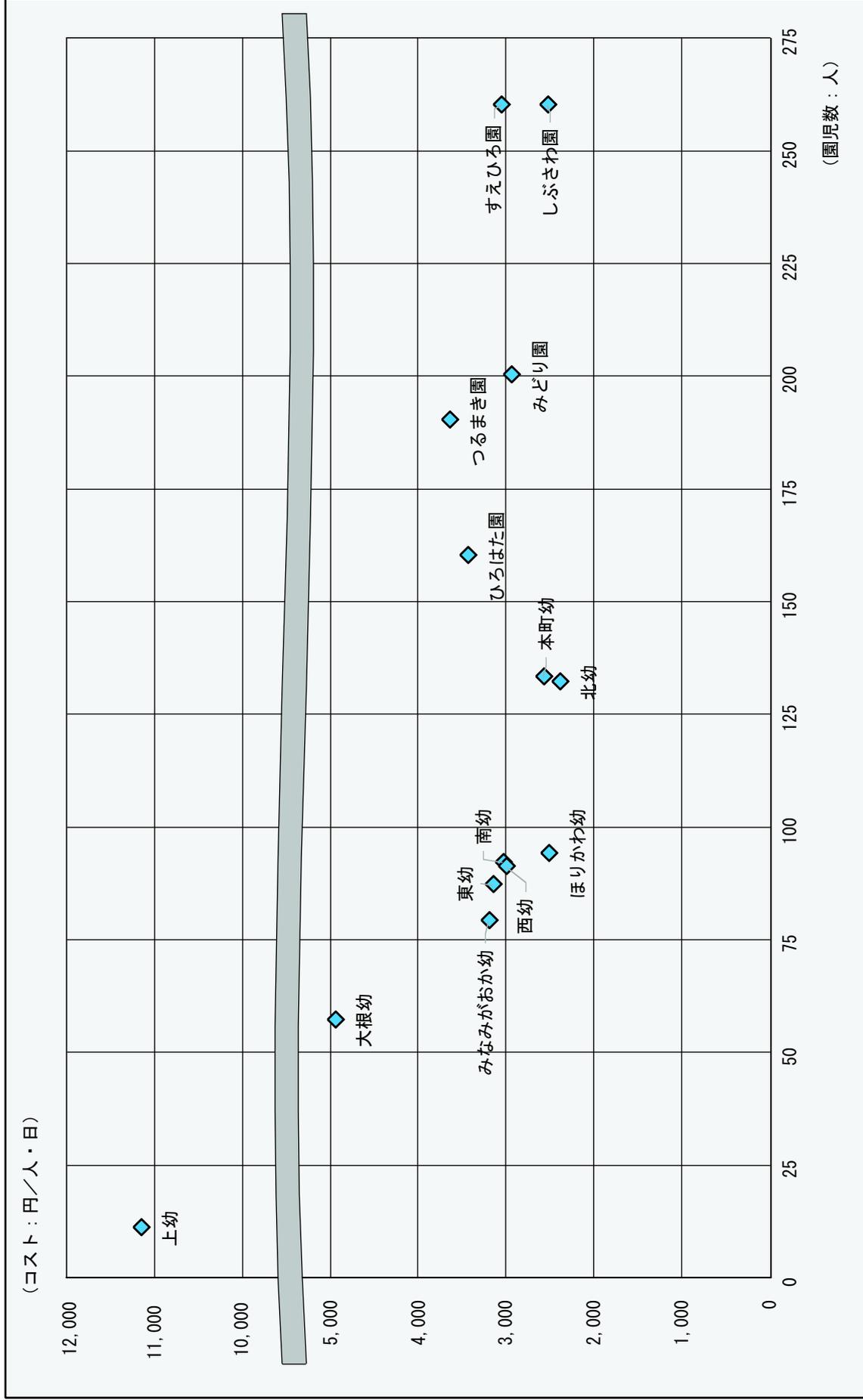
【不特定の市民が利用する施設の利用者一人当たりのコスト(利用者2万人以上)】



【小中学校等の児童等一人当たりのコスト】



【幼稚園及びびこども園の園児一人当たりのコスト】



4 土地等を借りている施設

公共施設として使用している土地及び建物の大半は、本市が所有しているものですが、用地取得時における事情や開設後の駐車場のニーズの高まりなどにより、土地や建物を借りて運営している場合があります。

平成30(2018)年3月31日現在、建物の全部又は一部を借りている施設は、教育支援教室いずみ、市役所教育庁舎、歯科休日急患診療所、ふるさとハローワーク、駅連絡所(3か所)、沼代児童室、児童ホーム(10か所)及び秦野駅北口公衆トイレの19施設で、面積約3,600平方メートル、賃料は、年額およそ約2億6,900万円(平成29(2017)年度実績)となっています。また、土地を借りている施設は、次表に表した90施設あり、借地の総面積は約17万1,300平方メートル、賃料の総額は、年額およそ4,100万円(平成29(2017)年度実績)で、両者を合わせた賃料の総額は、およそ3億1,100万円となっています。

建物のリース物件の増加(児童ホームが5か所から10か所、新規の市役所教育庁舎)により、借上げに係る費用が平成27(2015)年度よりも増加しています。

【建物を借りている公共施設】

区分	施設名	延床面積	借家面積	所有者	期間	賃借料
学校教育	教育支援教室いずみ	444.17	444.17	個人私法人	有期	有償
生涯学習	沼代児童室	沼代自治会館を共用使用		その他法人	なし	無償
庁舎等	秦野市役所	11,525.35	1,497.64	個人私法人	有期	有償
	秦野駅連絡所	49.04	49.04	個人私法人	有期	有償
	渋沢駅連絡所	35.00	35.00	個人私法人	有期	有償
	東海大学前駅連絡所	127.10	127.10	個人私法人	有期	有償
福祉	南第1児童ホーム	89.50	89.50	個人私法人	有期	有償
	南第2児童ホーム	89.50	89.50	個人私法人	有期	有償
	南第3児童ホーム	89.50	89.50	個人私法人	有期	有償
	南第4児童ホーム	89.50	89.50	個人私法人	有期	有償
	末広第1児童ホーム	134.57	134.57	個人私法人	有期	有償
	末広第2児童ホーム	134.57	134.57	個人私法人	有期	有償
	末広第3児童ホーム	134.56	134.56	個人私法人	有期	有償
	南が丘第1児童ホーム	98.84	98.84	個人私法人	有期	有償
	南が丘第2児童ホーム	98.84	98.84	個人私法人	有期	有償
	南が丘第3児童ホーム	134.28	134.28	個人私法人	有期	有償
	歯科休日診療所	162.86	162.86	個人私法人	有期	有償
観光産業	ふるさとハローワーク	133.25	133.25	個人私法人	有期	有償
環境衛生	秦野駅北口公衆トイレ	23.34	23.34	個人私法人	なし	無償
合計		3,566.06				

【土地を借りている公共施設】

区分	施設名	土地面積	借地面積	所有者	期間	賃借料	
建物あり	学校教育	渋沢小学校	25,015.13	3,505.13	国県	有期	有償
		末広小学校	22,821.76	2,698.76	国県	有期	有償
		西中学校	28,279.00	264.00	個人私法人	有期	有償
		大根幼稚園	4,535.50	2,551.50	個人私法人	有期	有償
		西幼稚園	3,514.00	775.00	個人私法人	有期	有償
	生涯学習	北公民館	5,581.75	2,869.43	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		東公民館	4,159.58	1,734.98	個人私法人	有期	有償
		渋沢公民館	4,427.05	1,672.51	個人私法人	なし	無償(固定免除)
		本町公民館	1,500.25	1,500.25	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		堀川公民館	3,751.52	1,320.76	個人私法人	有期	無償(固定免除)
		いずみ児童館	330.00	330.00	個人私法人	有期	有償
		渋沢児童館	725.00	477.00	個人私法人	有期	有償
		谷戸児童館	288.82	288.82	個人私法人	無期	無償(固定免除)
		堀山下児童館	837.75	837.75	個人私法人	有期	有償
		戸川児童館	373.55	373.55	個人私法人	有期	有償
		平沢児童館	493.12	493.12	個人私法人	有期	有償
		千村児童館	471.28	471.28	個人私法人	無期	無償(固定免除)
		横野児童館	429.91	429.91	個人私法人	有期	有償
		柳川児童館	543.23	11.00	個人私法人	有期	有償
		広畑児童館	564.20	564.20	その他法人	無期	無償(固定免除)
		堀川児童館	705.00	705.00	個人私法人	有期	有償
		宮永岳彦記念美術館	《鶴巻温泉弘法の里湯に含まれています》				
		サンライフ鶴巻	2,874.27	2,874.27	個人私法人	有期	有償
		カルチャーパーク	125,225.71	53,964.50	国県	有期	無償
		末広自由広場	4,984.00	538.59	国県	有期	有償
	庁舎等	消防署大根分署	423.90	423.90	個人私法人	有期	有償
		第1分団第1部車庫・待機室	73.38	73.38	個人私法人	有期	無償
		第1分団第3部車庫・待機室	71.86	71.86	個人私法人	有期	無償
		第1分団第8部車庫・待機室	166.64	166.64	国県	有期	有償
		第2分団第1部車庫・待機室	82.07	82.07	個人私法人	有期	有償
		第2分団第2部車庫・待機室	207.05	207.05	個人私法人	有期	有償
		第3分団第1部車庫・待機室	99.90	99.90	個人私法人	有期	無償
第3分団第2部車庫・待機室		183.99	183.99	個人私法人	有期	有償	
第3分団第3部車庫・待機室		146.71	146.71	個人私法人	有期	有償	
第3分団第4部車庫・待機室		100.46	100.46	国県	有期	無償	
第3分団第5部車庫・待機室		108.05	108.05	個人私法人	有期	有償	

区分	施設名	土地面積	借地面積	所有者	期間	賃借料		
	第4分団第1部車庫・待機室	186.48	186.48	個人私法人	有期	有償		
	第5分団第2部車庫・待機室	127.97	127.97	個人私法人	有期	無償(固定免除)		
	第5分団第3部車庫・待機室	111.70	111.70	個人私法人	有期	有償		
	第6分団第1部車庫・待機室	110.00	110.00	個人私法人	有期	有償		
	第6分団第3部車庫・待機室	80.62	80.62	個人私法人	有期	無償		
	第7分団第4部車庫・待機室	108.22	108.22	個人私法人	有期	有償		
	放置自転車等保管場所	1,074.61	1,074.61	その他法人	有期	無償		
	渋沢駅北口自転車駐車場(第1)	448.32	448.32	個人私法人	有期	有償		
	渋沢駅北口自転車駐車場(第2)	119.00	119.00	個人私法人	有期	有償		
	福祉	すえひろこども園	4,742.26	874.26	国県	有期	有償	
		しぶさわこども園	5,215.27	811.27	国県	有期	有償	
		なでしこ第2保育園	1,330.52	1,295.05	その他法人	有期	無償	
		広畑ふれあいプラザ	1,810.85	779.00	個人私法人	有期	有償	
		老人いこいの家かわじ荘	1,057.00	1,057.00	個人私法人	無期	無償	
		老人いこいの家くずは荘	516.67	198.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)	
		老人いこいの家あずま荘	385.71	385.71	個人私法人	無期	無償	
	観光産業	栃窪公衆便所	84.10	84.10	個人私法人	なし	無償	
		戸沢出合公衆便所	64.40	64.40	個人私法人	なし	無償	
		蓑毛公衆便所	178.69	178.69	個人私法人	なし	無償	
		くずはの泉公衆便所	6.40	6.40	その他法人	無期	無償	
		三ノ塔公衆便所	193.31	193.31	その他法人	無期	無償	
		鶴巻温泉弘法の里湯	3,575.12	3,575.12	個人私法人	有期	有償	
		田原ふるさと公園	10,560.00	7,102.00	個人私法人	有期	有償	
		里山ふれあいセンター	2,018.19	284.01	個人私法人	有期	有償	
	公園緑地	今泉名水桜公園	6,614.00	1,153.99	個人私法人	有期	有償	
	環境衛生	自然観察の森・緑水庵	21,266.34	19,836.00	個人私法人	有期	有償	
	小計			123,160.55				
	建物なし	生涯学習	ひばりヶ丘西子供広場	567.00	567.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
			小原台子供広場	496.00	496.00	個人私法人	有期	有償
			小原台第2子供広場	1,206.00	1,206.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
西大竹子供広場			1,345.63	1,345.63	国県	無期	無償	
北町子供広場			661.00	661.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)	
落合西子供広場			743.74	743.74	個人私法人	有期	無償(固定免除)	
落合原子子供広場			495.00	495.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)	
宿矢名子供広場			1,037.00	1,037.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)	
下大槻第2子供広場			2,184.86	2,184.86	個人私法人	有期	無償(固定免除)	
下大槻子供広場			1,662.00	1,662.00	その他法人	有期	無償	

区分	施設名	土地面積	借地面積	所有者	期間	賃借料
	渋沢中第1子供広場	356.20	356.20	個人私法人	有期	無償(固定免除)
	曲松5区子供広場	293.00	293.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
	横野子供広場	500.00	500.00	個人私法人	有期	無償
	戸川中子供広場	804.12	804.12	個人私法人	有期	無償(固定免除)
	寺山スポーツ広場	4,579.00	4,579.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
観光産業	市営片町駐車場	1,516.55	510.77	その他法人	有期	有償
	市営渋沢駅北口駐車場	1,050.05	1,050.05	個人私法人	有期	有償
公園緑地	はだのこども館・ことぶき公園	770.00	521.01	国県	なし	無償
	ふじみ児童遊園地	469.48	445.64	国県	なし	無償
	中央こども公園	13,341.84	7,102.89	国県	なし	無償
	さんやふれあい公園	1,000.00	1,000.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
	ハイウェイパークはだの	12,365.00	12,365.00	個人私法人	なし	無償
	まがりまつ児童遊園地	175.00	175.00	国県	なし	無償
	さくらどて公園	948.72	948.72	国県	なし	無償
	しぶさわふれあい公園	2,070.00	2,070.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
	ものきばらふれあい公園	3,151.43	3,024.00	個人私法人	有期	無償(固定免除)
	松葉緑地	723.28	723.28	国県	なし	無償
	堀川緑地	1,224.88	1,224.88	国県	なし	無償
	小計			48,091.79		
合計			171,252.34			

5 地区別の公共施設の配置

地区別の公共施設の数量を比較すると、土地、建物ともに面積が最も多いのは、カルチャーパーク（中央運動公園周辺）に全市的な利用を図る施設が集まっている南地区となります。

次いで多いのは、土地、建物ともに浄水管理センターが存在する本町地区となり、さらに、学校教育施設の多い西地区が続きます。

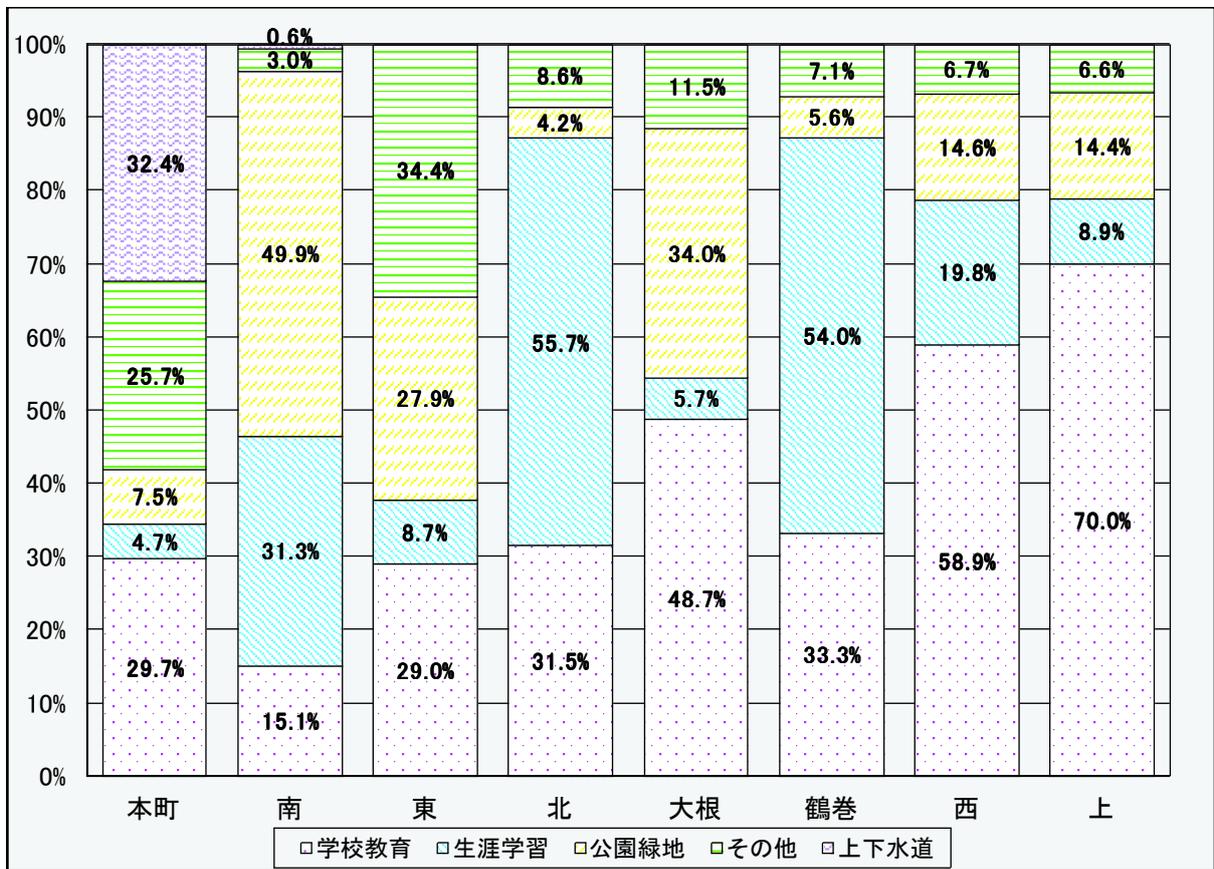
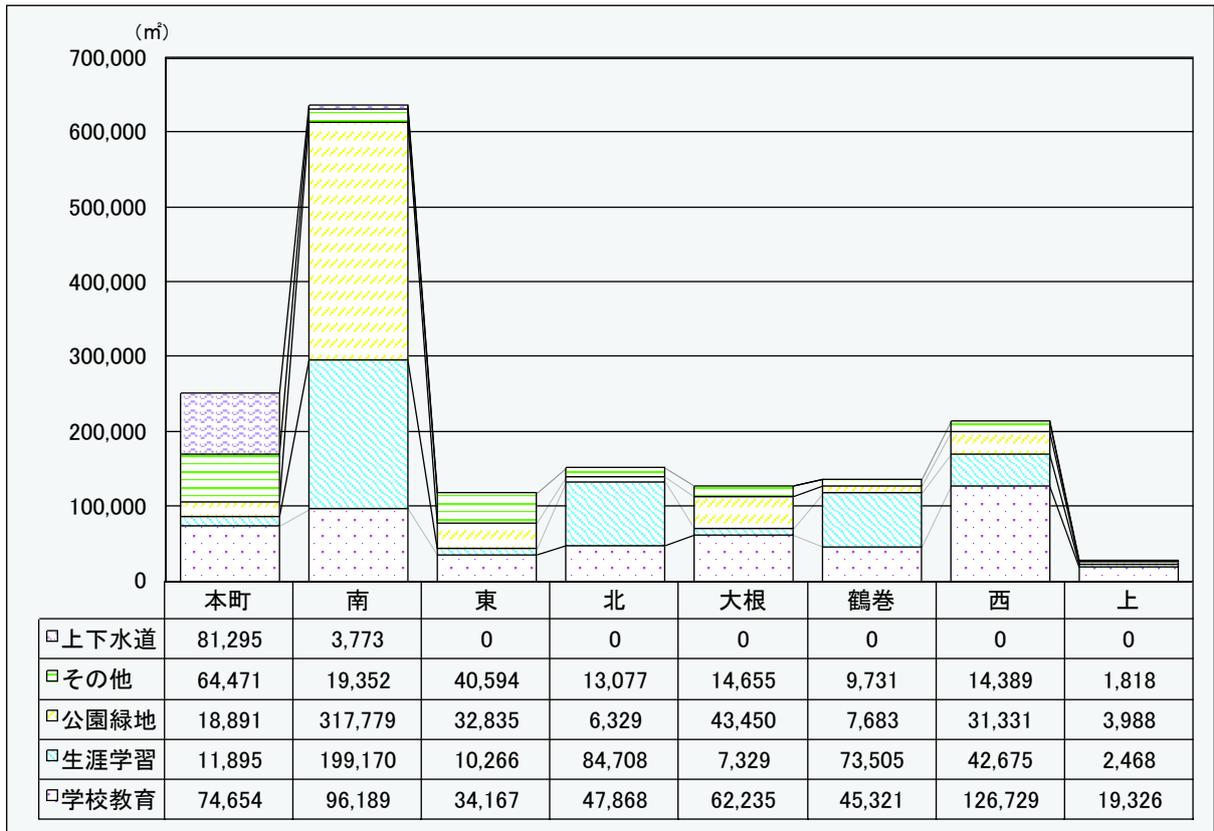
【各地区別の公共施設の数量】

(土地・建物：㎡)

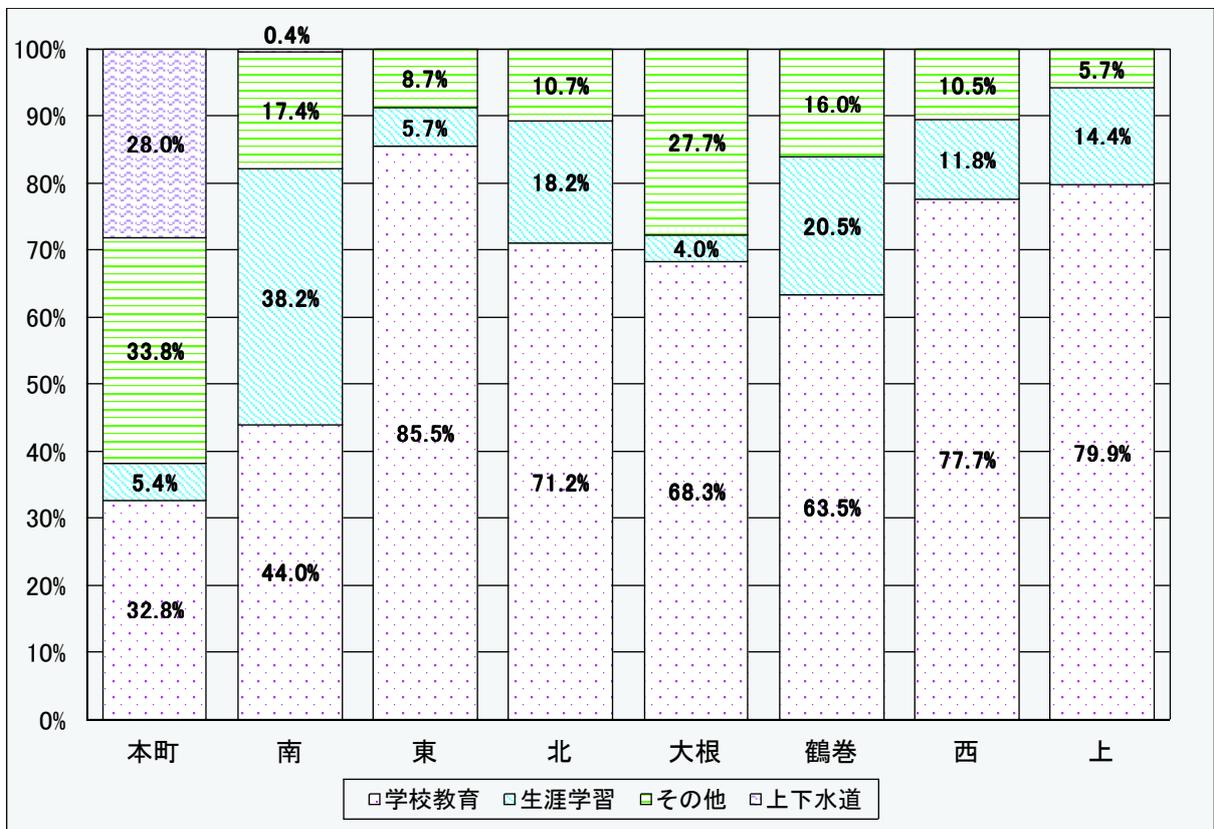
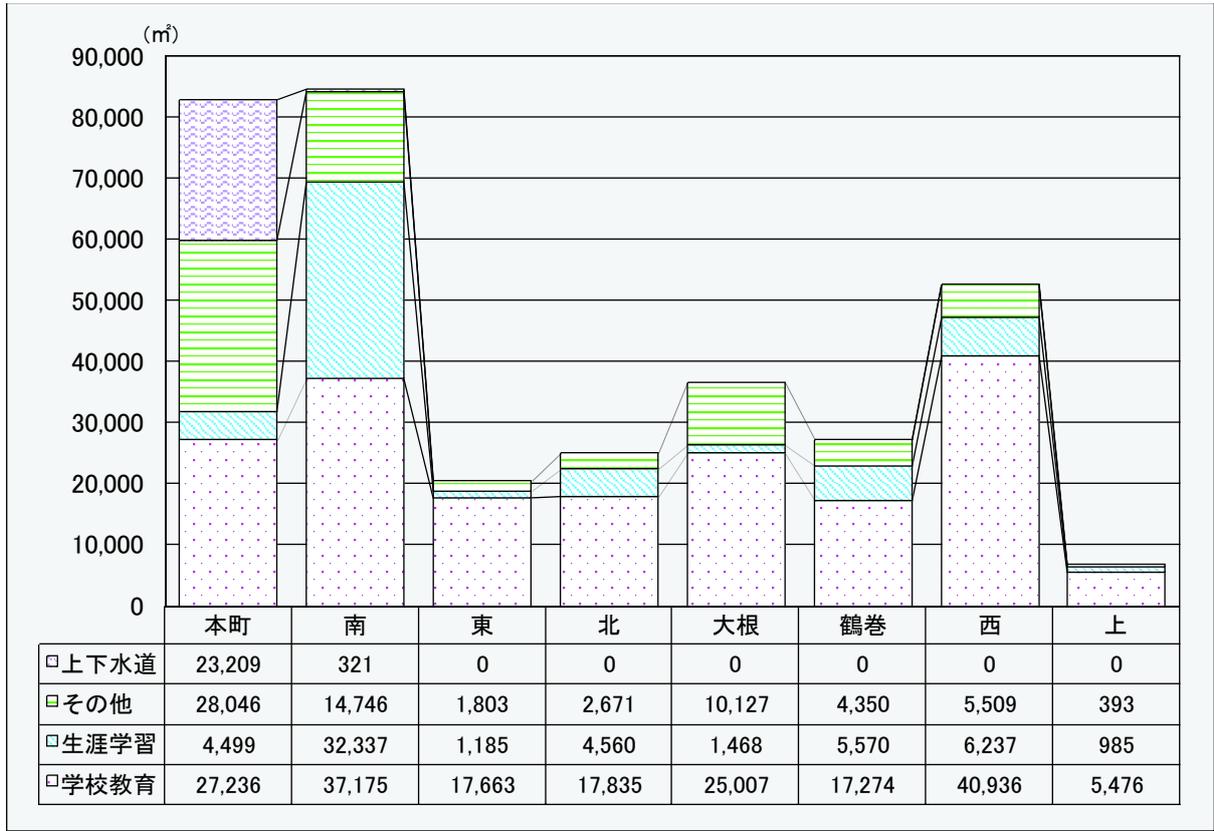
		本町	南	東	北	大根	鶴巻	西	上	計
学校教育	箇所	4	7	3	3	4	2	7	3	33
	土地	74,654	96,189	34,167	47,868	62,235	45,321	126,729	19,326	506,488
	建物	27,236	37,175	17,663	17,835	25,007	17,274	40,838	5,476	188,602
生涯学習	箇所	10	17	5	8	6	5	17	2	70
	土地	11,895	199,170	10,266	84,708	7,329	73,505	42,675	2,468	432,017
	建物	4,499	32,337	1,185	4,560	1,468	5,570	6,237	985	56,840
庁舎等	箇所	21	16	7	4	9	4	14	5	80
	土地	22,071	6,380	8,203	411	1,382	2,266	3,259	761	44,734
	建物	15,898	3,450	1,177	244	942	1,248	1,831	274	25,064
福祉	箇所	11	13	3	3	8	4	9	2	53
	土地	7,771	12,806	386	517	7,257	3,843	5,500	1,057	39,136
	建物	2,569	10,763	139	158	3,500	1,392	1,903	119	20,437
観光産業	箇所	7	2	2	4	0	1	3	0	19
	土地	6,535	166	10,739	2,282	0	3,575	1,143	0	24,440
	建物	1,576	151	361	370	0	1,668	10	0	4,136
公営住宅	箇所	6	0	0	5	1	0	2	0	14
	土地	10,490	0	0	9,867	5,732	0	4,443	0	30,533
	建物	6,668	0	0	1,899	5,603	0	1,817	0	15,987
公園緑地	箇所	19	53	16	19	52	11	34	3	207
	土地	18,891	317,779	32,835	6,329	43,450	7,683	31,331	3,988	462,286
	建物	176	324	0	0	0	0	0	0	500
環境衛生	箇所	3	2	1	0	2	1	2	0	11
	土地	16,964	0	21,266	0	283	47	45	0	38,605
	建物	963	63	126	0	78	43	55	0	1,327
その他	箇所	6	0	0	0	0	0	0	0	6
	土地	640	0	0	0	0	0	0	0	640
	建物	195	0	0	0	0	0	0	0	195
上下水道	箇所	4	2	0	0	0	0	0	0	1
	土地	81,295	3,773	0	0	0	0	0	0	76,500
	建物	23,209	321	0	0	0	0	0	0	21,729
合計	箇所	91	112	37	46	82	28	88	15	498
	土地	251,206	636,263	117,862	151,983	127,668	136,240	215,124	27,600	1,663,946
	建物	82,990	84,583	20,651	25,066	36,597	27,194	52,692	6,854	339,627

注：地区別面積を明確にできない水無川緑地は除きます。その他39ページの注釈に同じです。

【地区別の公共施設の面積（土地）】



【地区別の公共施設の面積（建物）】



【地区別の主な公共施設の種別別配置】

施設	地区名		南		東	北	大根		鶴巻	西			上
	本町	末広	南	南が丘	東	北	大根	広畑	鶴巻	渋沢	西	堀川	上
中学校	本町		南	南が丘	東	北	大根		鶴巻	渋沢	西		
小学校	本町	末広	南	南が丘	東	北	大根	広畑	鶴巻	渋沢	西	堀川	上
幼稚園	本町		南	みなみがおか	東	北	大根				西	ほりかわ	上
こども園		すえひろ		みどり				ひろはた	つるまき	しづさわ			
公民館		本町	南	南が丘	東	北	大根		鶴巻	渋沢	西	堀川	上
児童館	ほうらい	末広ふれあいセンター	いずみ 平沢	西大竹	谷戸	戸川・横野 三屋台	北矢名	広畑	鶴巻	渋沢千村 曲松児童センター	堀山下 沼代	堀川	柳川
老人いこいの家					あずま荘	くずは荘	おおね荘					ほりかわ荘	かわじ荘
その他貸館等	ほうらい会館	はだのこども館						広畑ふれあい プラザ	サンライフ鶴巻				
運動施設	中野健康センター なでしこ運動広場	末広自由広場			立野緑地庭球場 スポーツ広場	寺山スポーツ広場				栃窪スポーツ広場		テクノスポーツ広場	
全市域 対応施設	くずはの家	富士見の湯	カルチャーパーク 総合体育館・図書館 文化会館 保健福祉センター		田原ふるさと公園 蓑毛自然観察の森	表丹沢野外活動センター 里山ふれあいセンター			おおね公園 弘法の里湯 宮永岳彦記念美術館			桜土手古墳展示館	

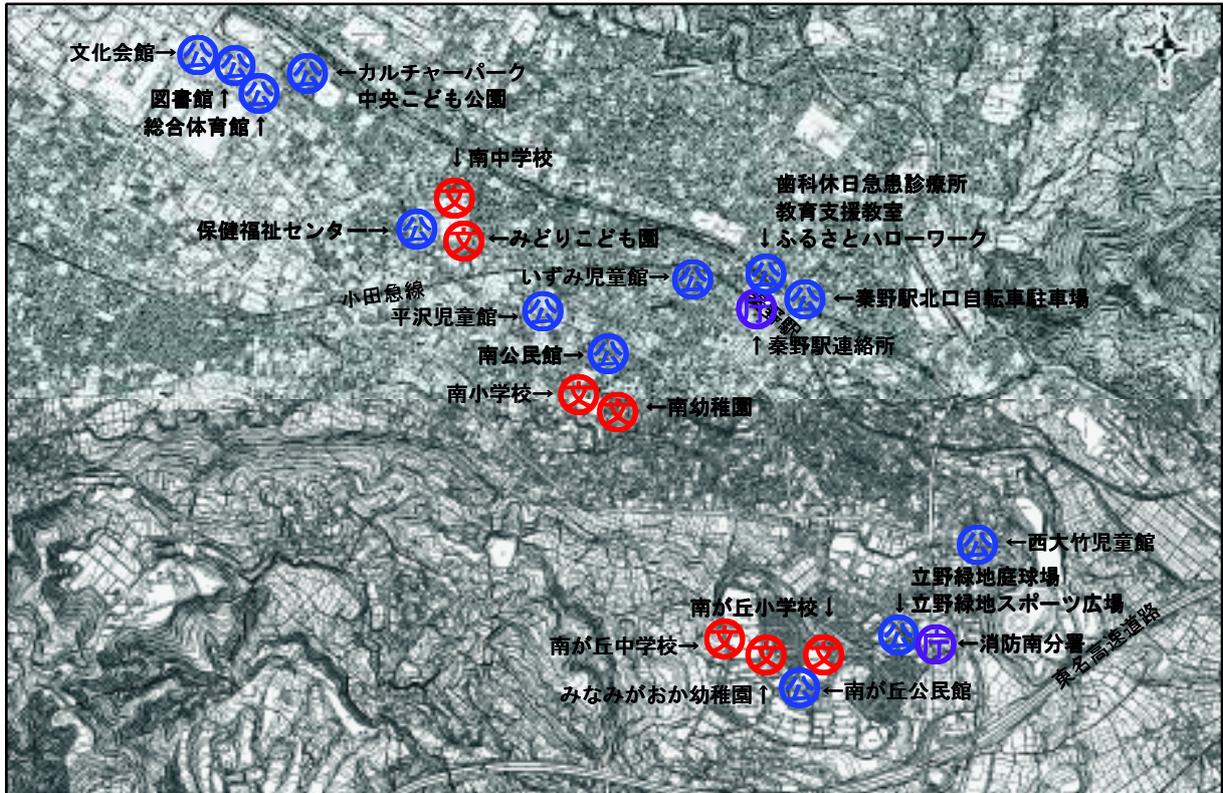
本町地区公共施設配置図



- | | |
|--|---------------|
| | 学校・幼稚園・保育園 |
| | 不特定の市民が利用する施設 |
| | 庁舎等 |

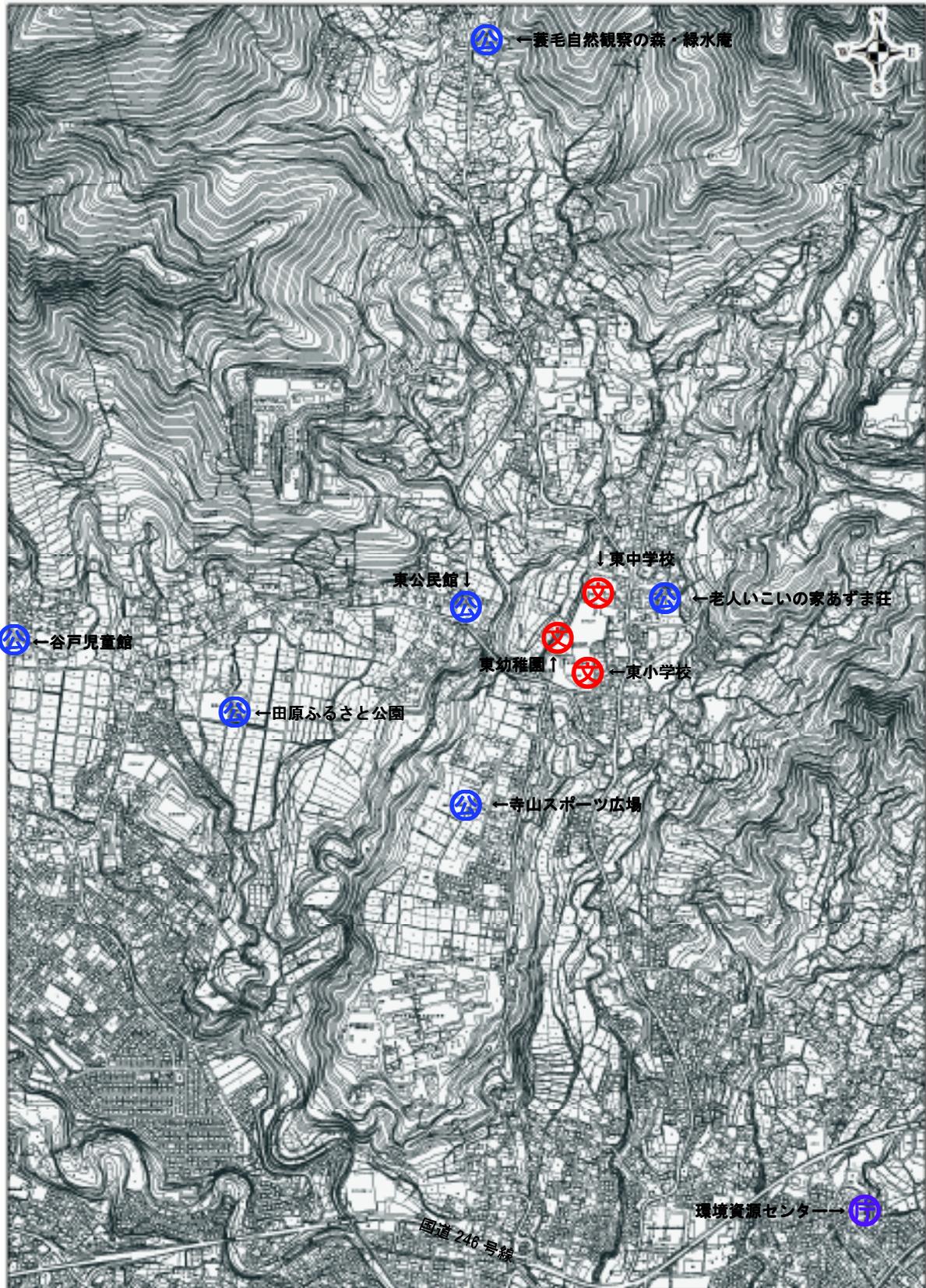
※ 各地区の主な公共施設の配置は、周辺の道路や鉄道並びに各施設間の大まかな配置を表したものであり、実際の配置とは多少のずれがある場合があります。

南地区公共施設配置図



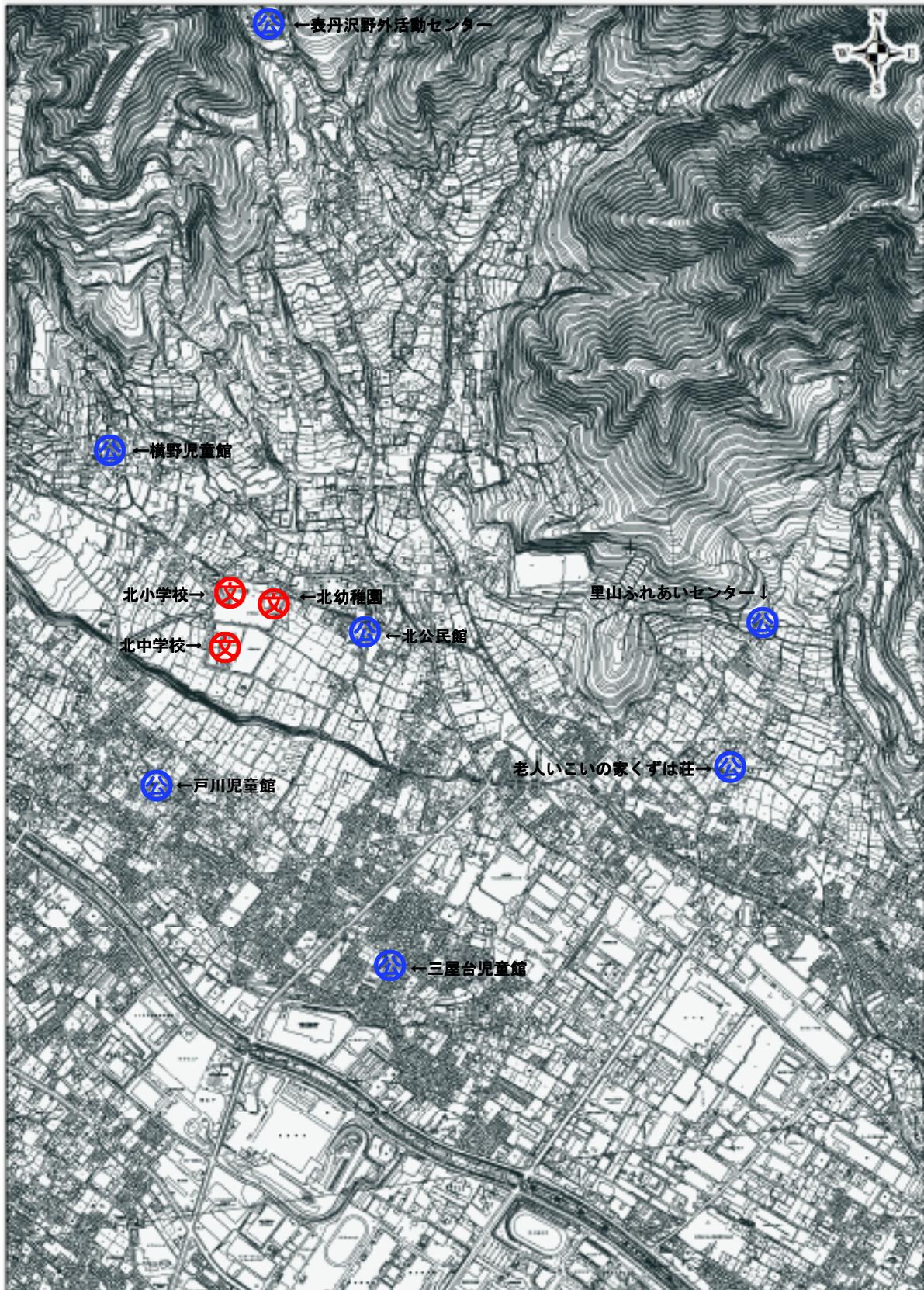
- | | |
|--|---------------|
| | 学校・幼稚園・保育園 |
| | 不特定の市民が利用する施設 |
| | 庁舎等 |

東地区公共施設配置図



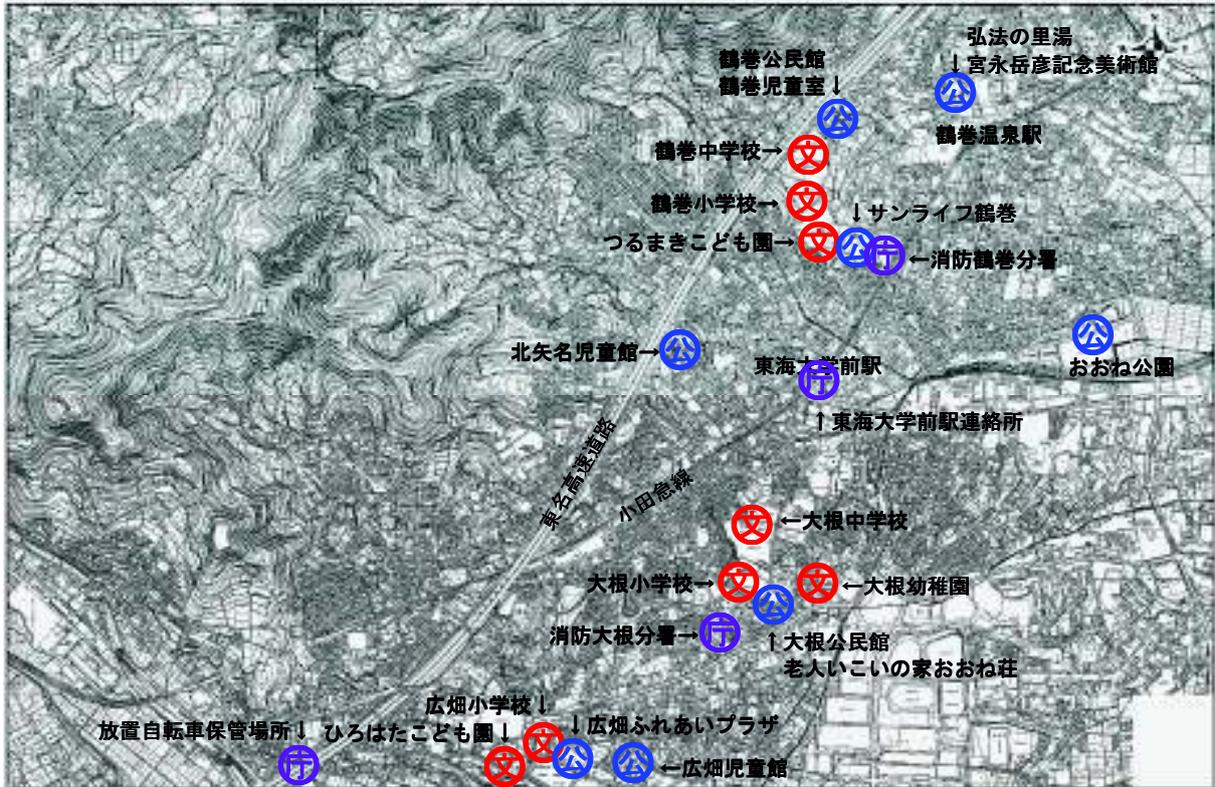
- ⊗ 学校・幼稚園・保育園
 ⊗ 不特定の市民が利用する施設
 ⊠ 庁舎等

北地区公共施設配置図



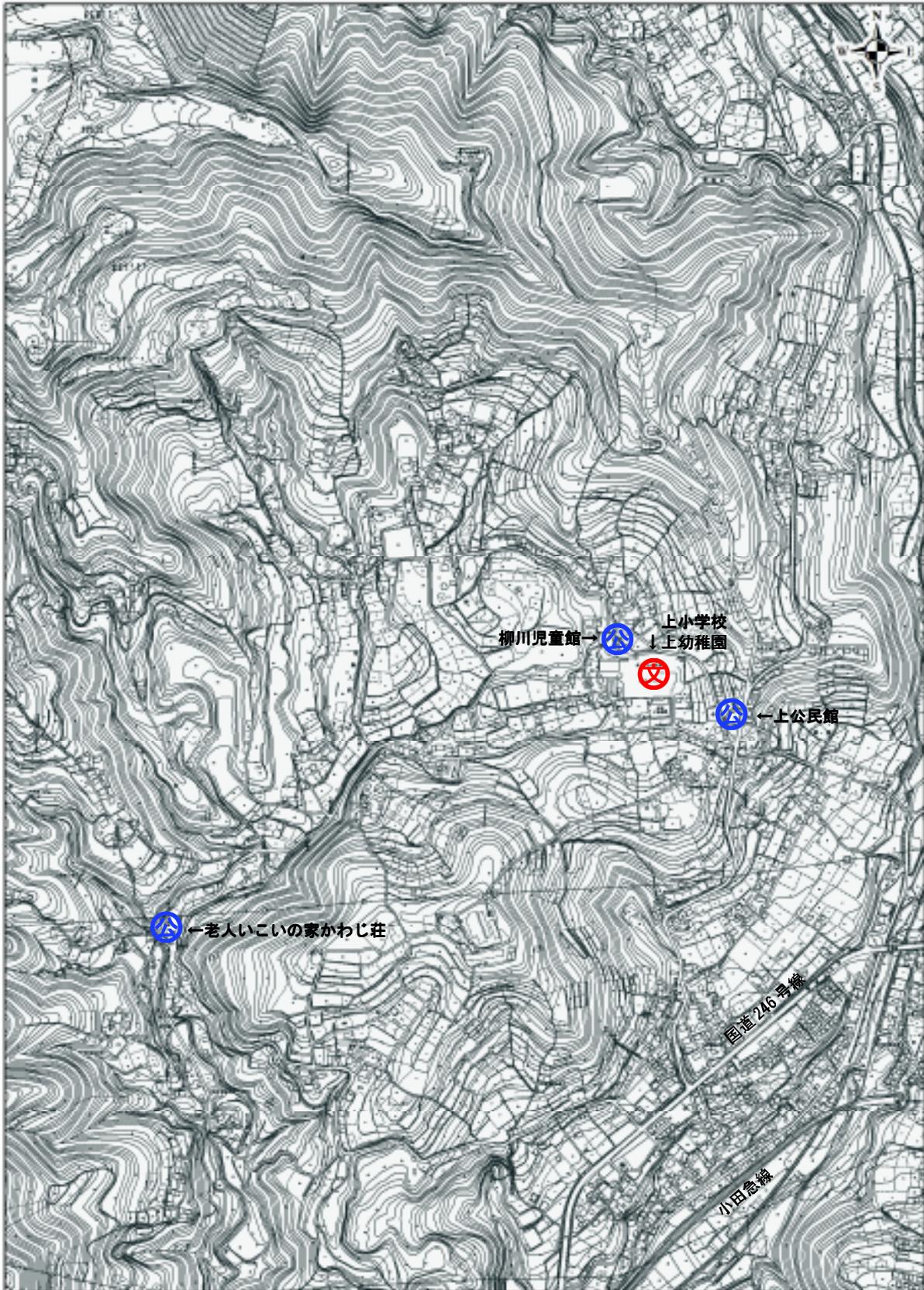
⊗ 学校・幼稚園・保育園
 ⊗ 不特定の市民が利用する施設
 ⊞ 庁舎等

大根・鶴巻地区公共施設配置図



-  学校・幼稚園・保育園
-  不特定の市民が利用する施設
-  庁舎等

上地区公共施設配置図



-  学校・幼稚園・保育園
-  不特定の市民が利用する施設
-  庁舎等

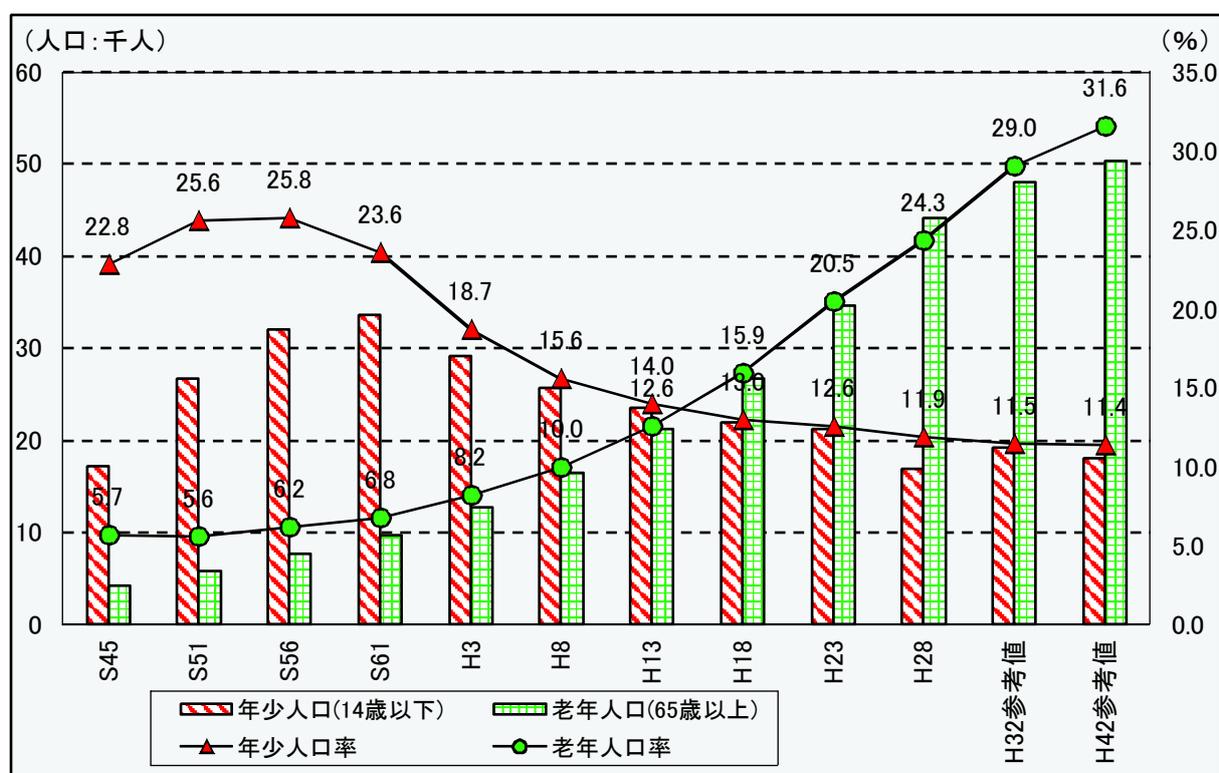
第2節 公共施設の持つ課題

1 維持管理費用の負担増

平成30(2016)年3月31日現在、本市が保有する主な公共施設の建物は、257棟でそのうちの約72パーセントが築20年以上を経過し、今後、建替えまでの間、計画的な維持補修を行っていくために、その費用は、増加傾向になると考えられます。

しかし、次図に表すとおり、少子高齢化に伴う人口減少社会を迎え、労働人口も減り始める今日となつては、将来の大幅な税収増も望みは薄く、逆に扶助費の増大等により、維持補修費に充てられる一般財源は減少することが予想されます。

【本市の人口構成の変化】

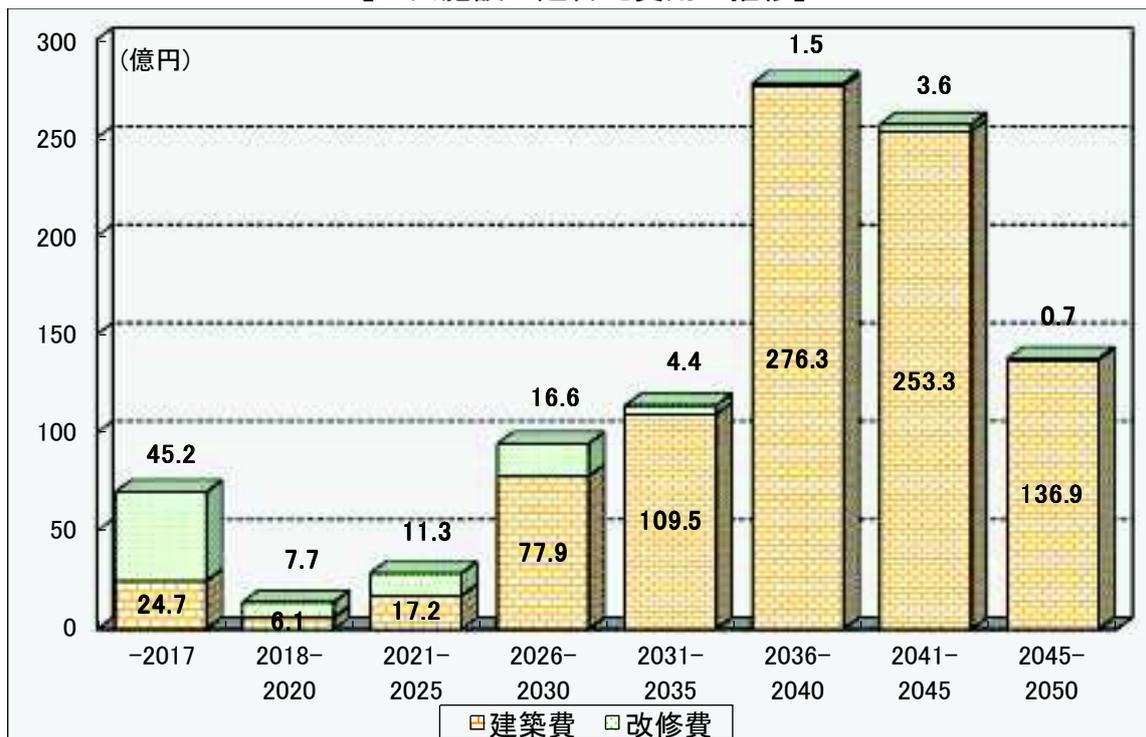


2 施設の老朽化（維持管理の増加と改修・建替時期の集中）

現在の公共施設の総量を維持し耐用年数に応じて建替えを行うと、次図に表すとおり、2050年までの32年間で、5年ごとに約6億円から約280億円の建設事業費が必要となり、特に建替えのピークを迎える2036年からの10年間では、単純平均で年間約53億円の建設事業費が必要になると試算されます。

ところが、現状では本市の財政状況が好転する材料は乏しく、高齢者や子どもたちに必要な支出の増加が見込まれる中では、建設事業に充当可能な一般財源は減少傾向にあり、これを道路や橋りょうの維持補修費用と分け合わなければならないことから、現在の公共施設の総量維持は、不可能となります。

【公共施設の建替え費用の推移】

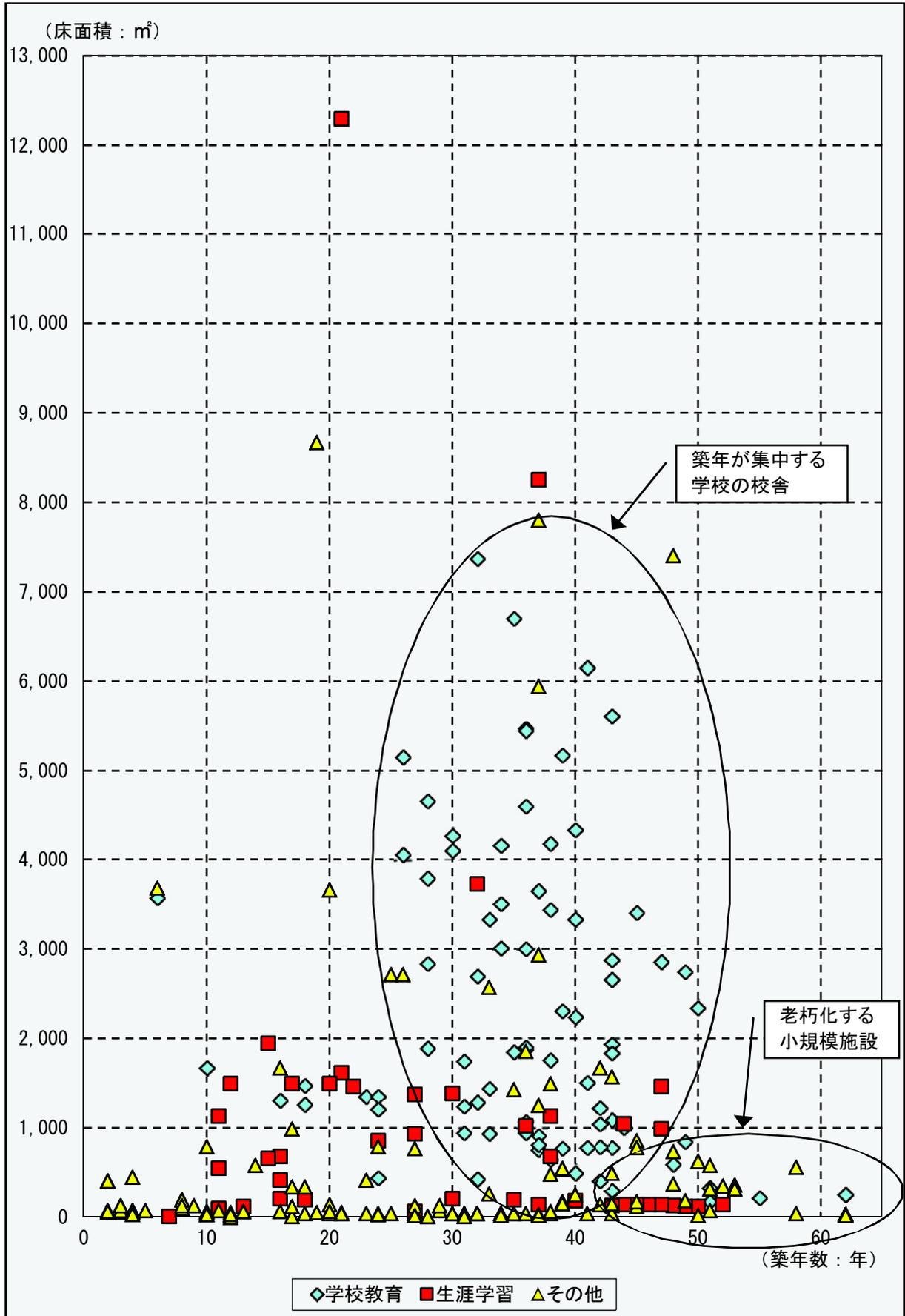


- ※1 建替えは、木造30年、鉄骨造45年、鉄筋コンクリート造60年、改修は、30年と仮定
- ※2 すでに建替え時期を迎える建物は、すべてを-2017の数値に算入
- ※3 建替えは、解体費込みで1㎡当たり35万円、改修は、1㎡当たり5万円と仮定

【一般会計における一般財源額の推移】



【公共施設の建物の床面積と築年数】



3 施設機能の重複

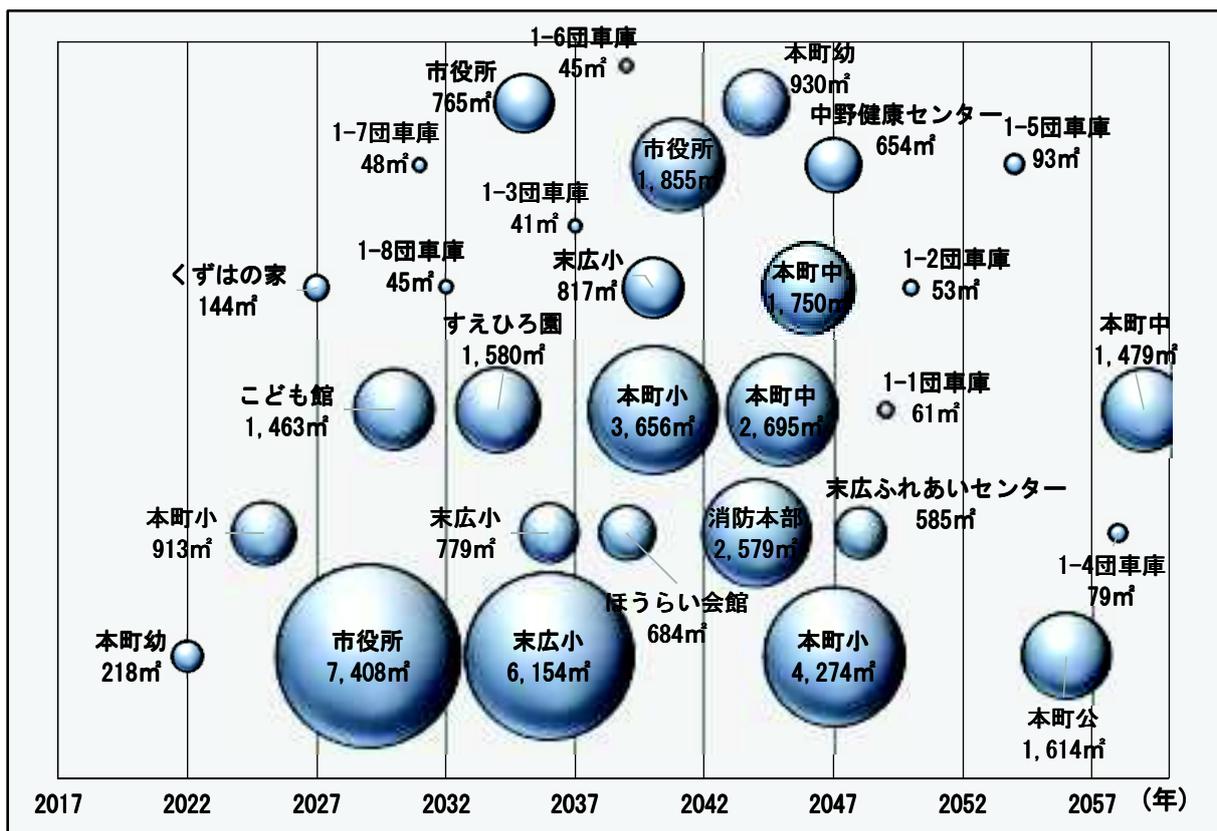
公共施設は、それぞれ行政目的をもって建設されてきたものですが、所管部局が掲げる利用目的は異なるものの、施設(部屋・室)の機能や利用内容が重複しているものがあります。

また、これらの施設や部屋・室の中には、施設利用の周知や予約の方法等が統一されておらず、結果として、利用者間の公平性等に疑問が生じている場合も見受けられます。

今後、公共施設の総量を維持することが難しくなることを前提とすれば、公共施設の建替えや大規模改修時には、極力近隣の同機能を持つ施設や部屋を集約することにより施設の稼働率を上げ、より効率的な管理運営を行っていく必要があります。

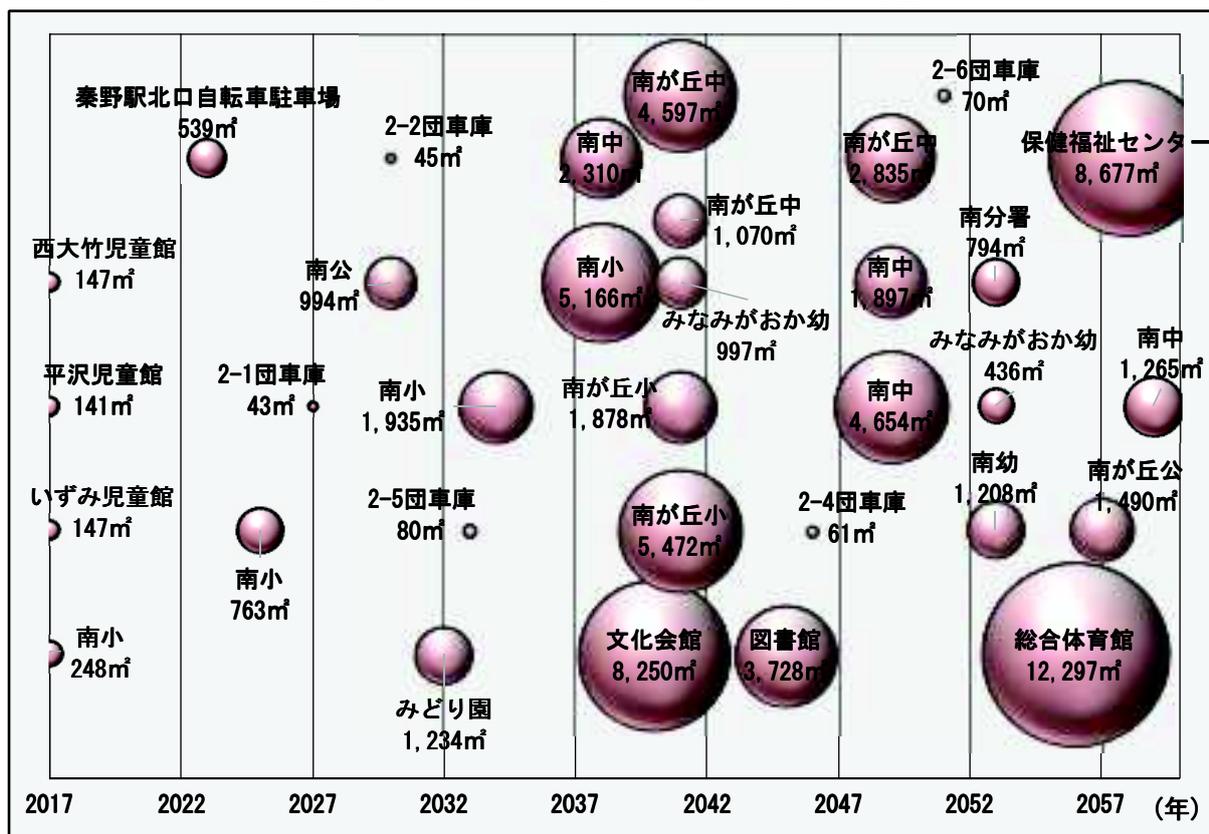
また、地域の拠点となる施設である学校や公民館などの土地や建物については、既成概念にとらわれない一層の複合化を進める必要があります。

【本町地区の主な公共施設の建替え予定年度^(※1)】

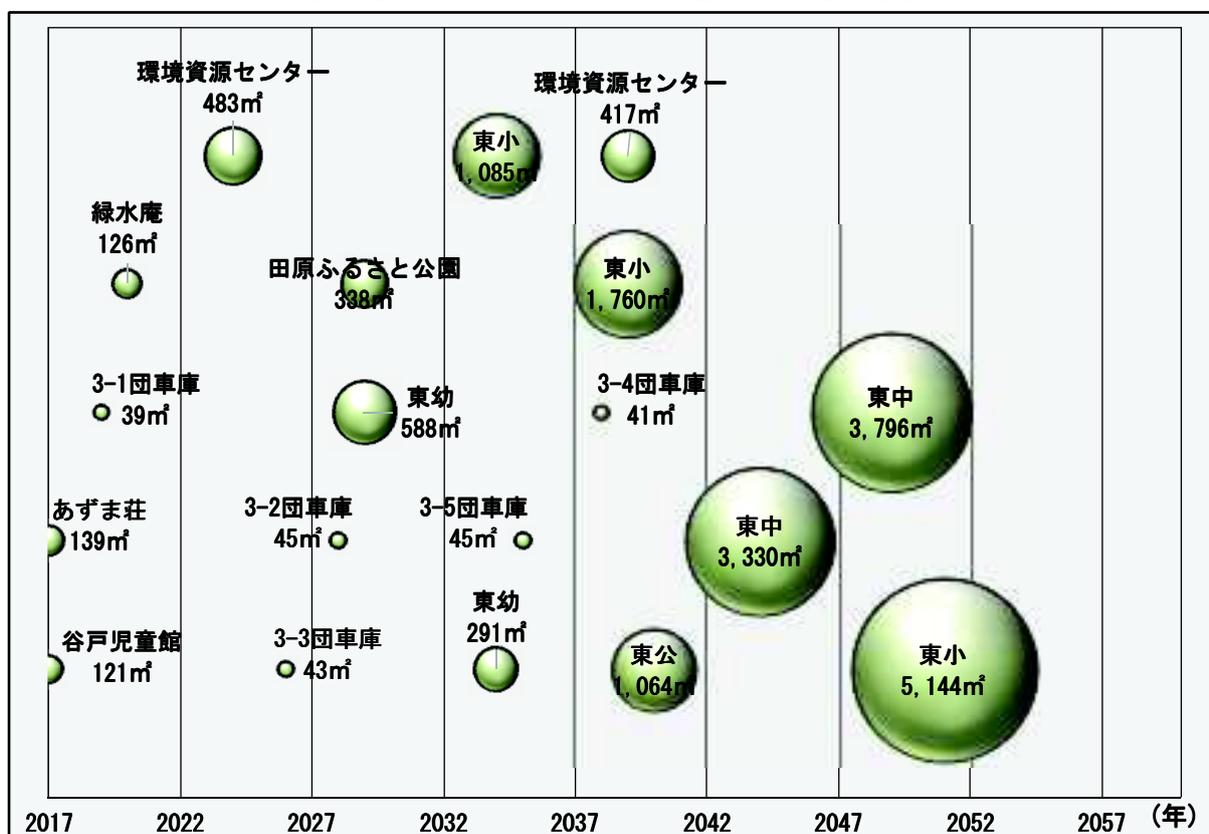


※1 円の大きさは、建物の大きさを、グラフ内の文字は、施設名と現在の延べ床面積を示しています。また、木造30年、鉄骨造45年、鉄筋コンクリート造60年で建替えと仮定し、平成29(2017)年度末時点において、すでに建替え時期を迎えている建物は、すべてを平成29(2017)年に示しました。以下、他地区のグラフにおいても同じです。

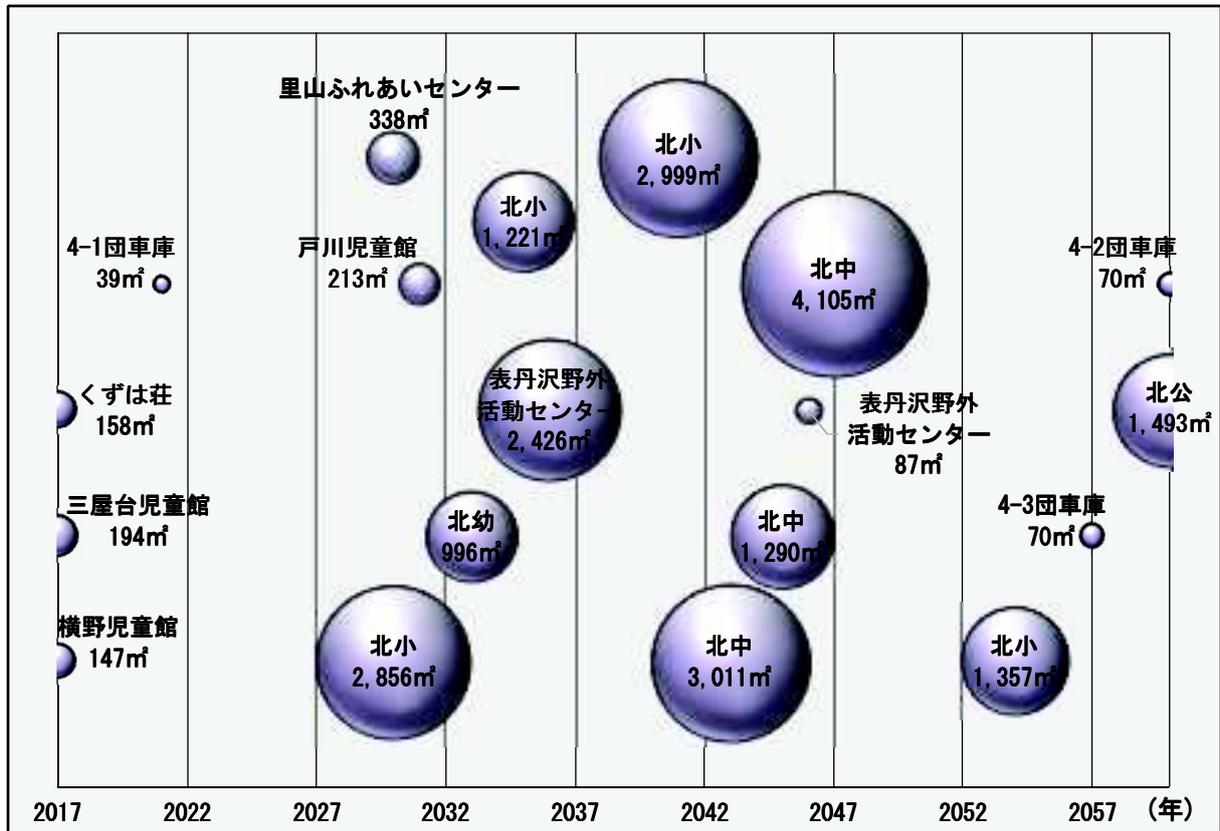
【南地区の主な公共施設の建替え予定年度】



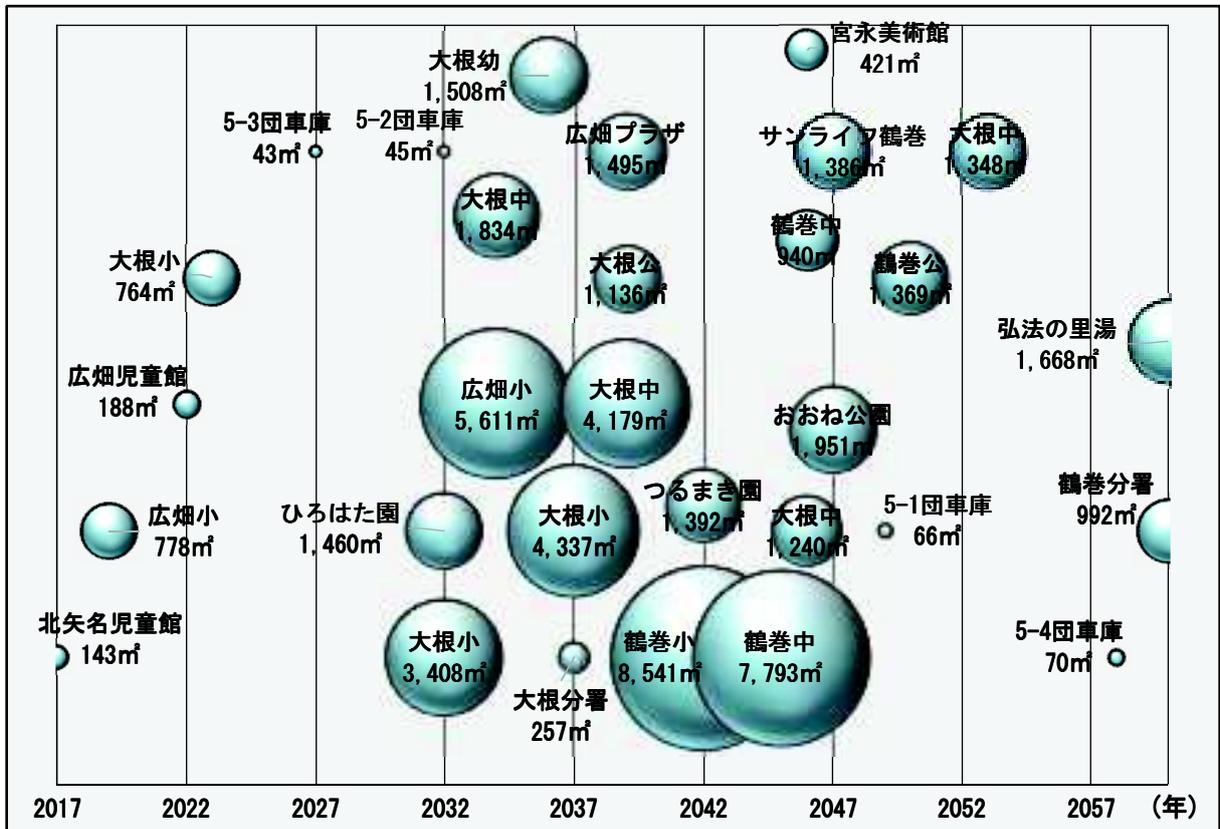
【東地区の主な公共施設の建替え予定年度】



【北地区の主な公共施設の建替え予定年度】



【大根・鶴巻地区の主な公共施設の建替え予定年度】



4 公共施設使用料の適正化

(1) 施設利用の実態

施設の設置目的とは異なる利用者が、多くを占める施設が見受けられました。これらの目的外ともいえる利用者は、公民館を利用して同様の活動を行えば有料となるものもあり、施設の空き時間の有効活用とはいえるものの、利用者間の公平性の観点からは好ましくない状況にありました。

また、こうした利用形態が既得権化することにより、今後、再配置の障害となる場合も考えられました。

(2) 受益者負担^(※1)

平成 30(2018)年 6 月にインターネットを利用して実施した、公共施設に関するアンケート調査(詳細は、第 6 章に記載しました。)において、過去 1 年間における公共施設の利用頻度を尋ねたところ、単純集計では、グラフに表したとおり、何らかの形で公共施設を利用した人がおよそ 61 パーセントを占めています。

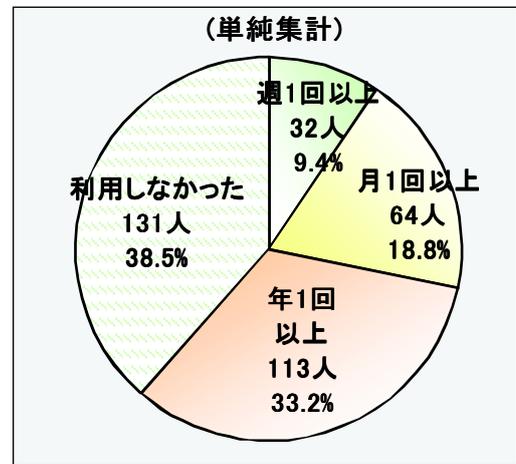
このように公共施設は、多くの市民に利用されていますが、着目しなければならないのは、「定期的に利用した」と考えられる人の割合にあります。

この場合の公共施設は、義務教育施設のようにすべての市民が等しくその恩恵を受けることができる施設とは異なります。「週 1 回以上」又は「月 1 回以上」利用した人を「定期的に利用した人」だとすれば、その恩恵を受けているといえるのは、市民の 3 人に一人以下であると推測でき、納税者間の公平性について、十分意識したうえで、適切な受益者負担のあり方を考える必要があります。

本市には、公民館、図書館、文化会館、体育館など、不特定の市民が生涯学習活動等の余暇活動に利用できる公の施設(利用人数がカウントできない公園等の施設を除きます。)が、全部で 67 施設あります。

平成 29(2017)年度におけるこれらの施設の年間利用者は、約 312 万人で、1 施設当たりの平均利用者数は、約 46,600 人となり、利用者一人当たりのコスト(一般財源負担額)は、459 円/人・日となっています。

【公共施設の利用頻度】

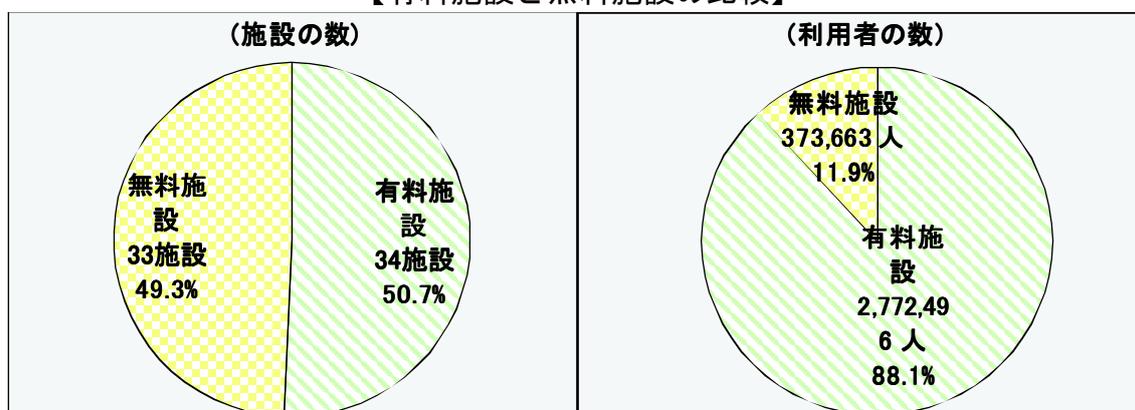


※1 「受益者負担」とは、本来は、市町村など公共団体がつくる特別の施設、例えば道路の新設・改良などによって特に利益を受ける人がその利益に応じて金銭を負担することを指しますが、ここでは、使用料や保育料といった、その公共施設を利用する人が平等に負担する「利用者負担」を意味します。以下、本書において同じです。

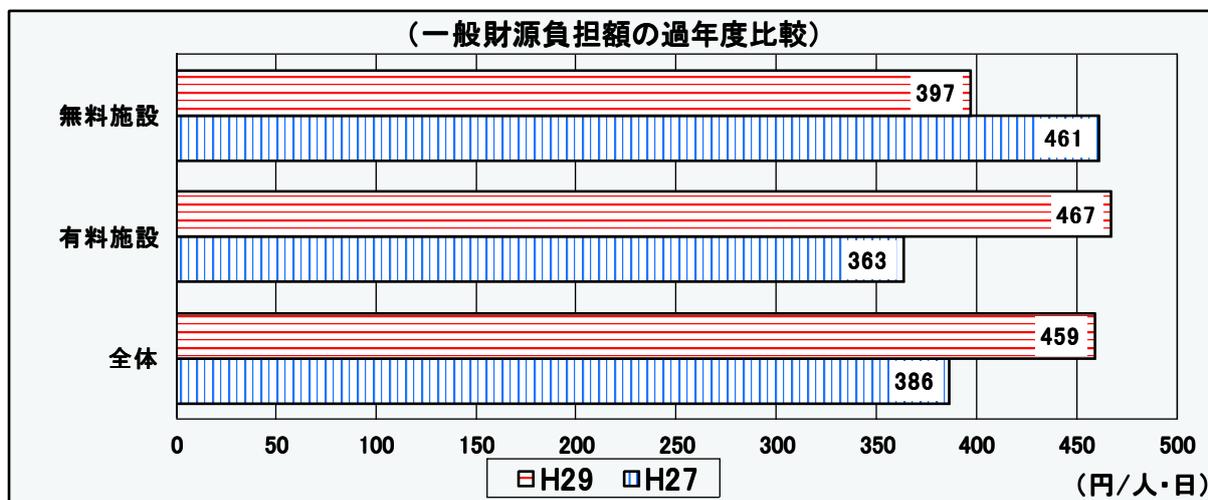
このうち、利用者から使用料を徴収している施設は 34 施設（施設の中に有料の部屋・室がひとつでもあれば「使用料を徴収している施設」としています。）あります。これら有料施設の利用者が全体のおよそ 88 パーセントを占めますが、この有料施設の利用者一人当たりのコスト（一般財源負担額、名水はだの富士見の湯新築工事に係る工事請負費 415,600 千円を除きます。）は、467 円/人・日、無料施設の利用者一人当たりのコスト（一般財源負担額）は 397/人・日となっています。

平成 27(2015)年度と比較して、使用料見直しがあった有料施設では 104 円/人・日の増加となり、無料施設では 64 円/人・日の減少となりました。

【有料施設と無料施設の比較】



（一般財源負担額の過年度比較）



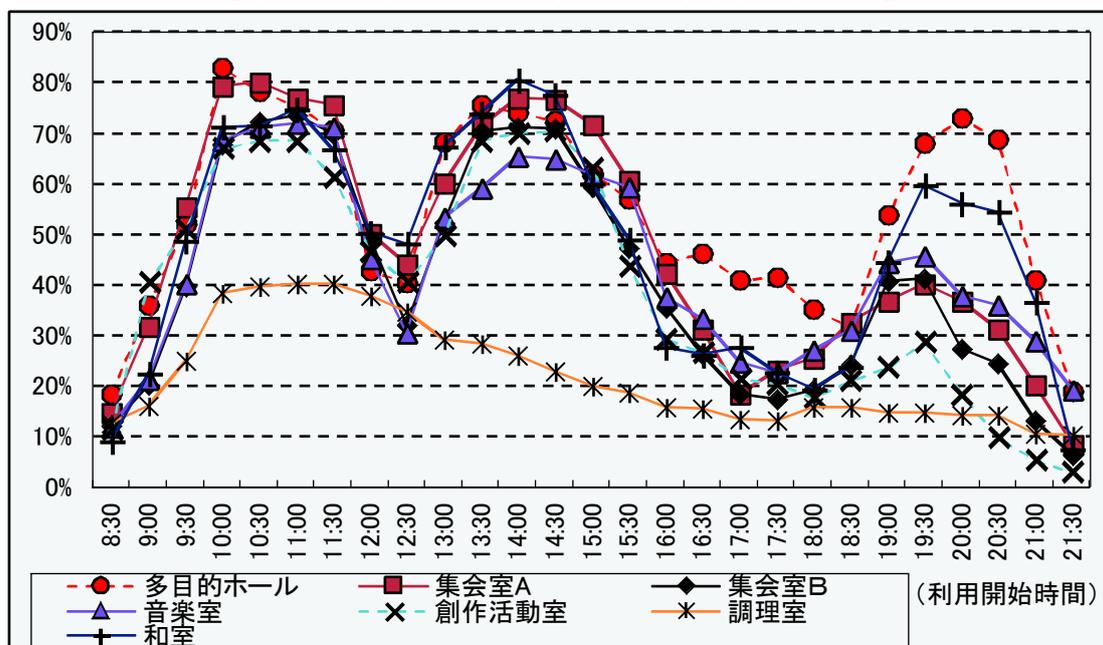
(3) 施設の稼働率と適切な利用

特定の市民が生涯学習活動等の余暇活動に利用できる公の施設には、水泳プールやトレーニングルームのように個人（共用）利用を主としており、利用当日に必要な手続をすればすぐに利用できる施設がある一方で、公民館や文化会館の各部屋・室のように団体（専用）利用を主としており、事前の団体登録やインターネット等による仮予約、申請書の提出などの手続が必要な施設があります。

施設を利用する方からは「いつも予約が埋まっていて使えない」といった意見が寄せられることがあります。

一例として、平成 29(2017)年度の本町公民館の部屋別・時間帯別の稼働率を見ると、多目的ホールは最高で 80%以上の値を示しています。しかし、一方では、夜間の創作活動室や調理室のように、稼働率の低い部屋・室や時間帯も存在し、利用者が利用したい部屋・室と時間が集中している状況が伺えます。

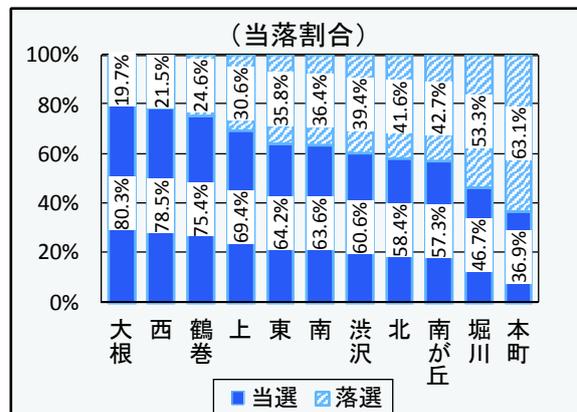
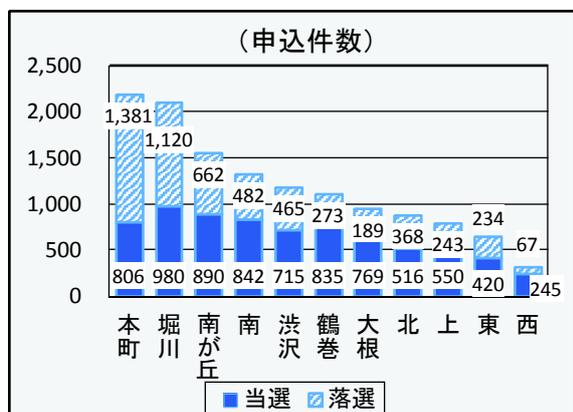
【本町公民館における部屋別の時間帯別稼働率】



また、一部の施設ではインターネット予約システムを活用し、利用を希望する部屋・室や時間帯が重複した場合には、抽選を行っています。平成 29(2017)年度における市内 11 公民館の多目的ホールについて、予約件数から当落の割合を算出したところ、公民館により著しく差異が見られます。

定期的な利用者には、「いつもの時間にいつもの場所で」という意識が根強く残っているものと思われませんが、効率的な施設運営のためには、利用者の少しの心掛けや協力は不可欠です。

【公民館別の多目的ホールの当落割合】

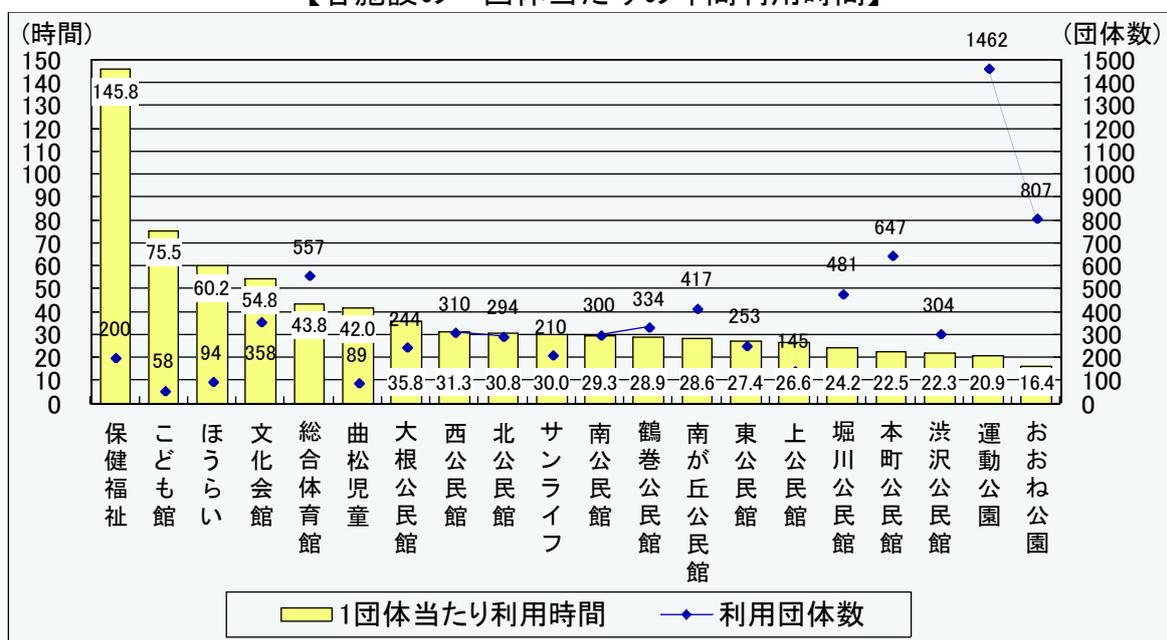


さらには、インターネット予約システムを用いている有料施設を中心として、平成 29(2017)年度における一団体当たりの平均利用時間を比較してみました。

最も多くなったのは、保健福祉センターの 145.8 時間/団体、次いで、こども館の 75.5 時間/団体となり、逆に、最も少ないのは、おおね公園の 16.4 時間/団体、次いで、中央運動公園の 20.9 時間/団体となりました。

それぞれの施設には設置目的があり、また、使用内容についても、個人の趣味やサークル活動から、公益団体による活動などがあり、一概に比較することはできません。しかし、生涯学習やスポーツなどの活動については、使用している施設が有料であるか、無料であるか、また、身近に利用しやすい施設があるかなどにより、利用者間の公平性が保たれているとは言い難い場合もあります。

【各施設の一団体当たりの年間利用時間】



とはいえ、今まで以上にすべての施策にわたり、財源の効果的な投資を行うことが求められる中では、すべての利用者が満足できるだけのハコモノを備えることは、不可能です。このような状況のもとで、さらに少子高齢化が進展し、人口減少社会を迎える中では、受益者負担のあり方に加え、施設のあり方自体を見直し、納税者間の公平性ととも、利用者間の公平性についても考える必要があることから、平成 26(2014)年 11 月に「公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」を策定し、これまで無料であった施設を含めて見直しを図っています。

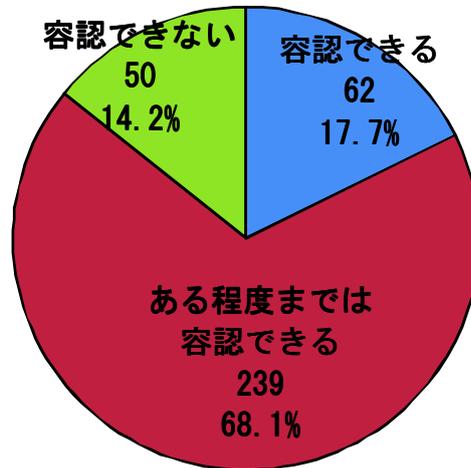
(4) 利用者負担に対する市民の考え方

「公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」の策定後で、使用料見直し前となる、平成 28(2016)年 7 月に実施した公共施設に関するアンケート調査では、使用料に関連する質問を設けていました。この結果から、使用料見直し前における市民の考え方を見てみます。

《アンケート調査結果（抜粋）》

問6 「公共施設の再配置」を進めると、施設の統合や廃止により、今まで利用できた施設が利用できなくなったり、使用料が値上がりする場合があります。このことに対するあなたの考えに最も近いものを一つ選んでください。

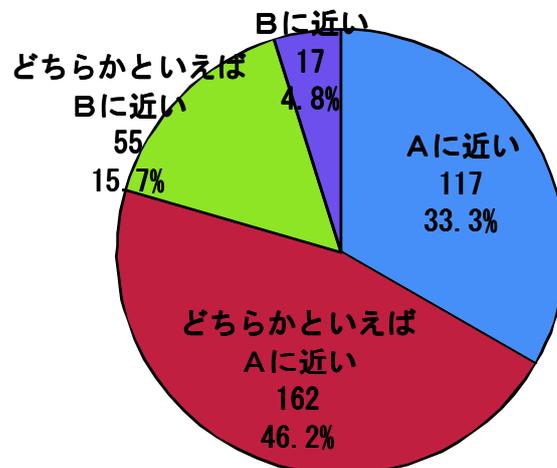
- ① 容認できる ② ある程度までは容認できる ③ 容認できない



問7 秦野市の公共施設では、有料の施設であっても、全体の管理運営費（コスト）に対する利用者の負担割合は15%程度であり、残りの85%は税金でまかなわれています。公共施設の利用者負担については、さまざまな考え方があります。次の2つの考えのうち、あなたの考えに近いものを一つ選んでください。

A	公共施設は使う人と使わない人がいるのだから、税金だけで維持するのではなく、使う人が施設のコストに見合った負担をすべきである。
B	公共施設に係るコストは、すべて税金で維持すべきである。

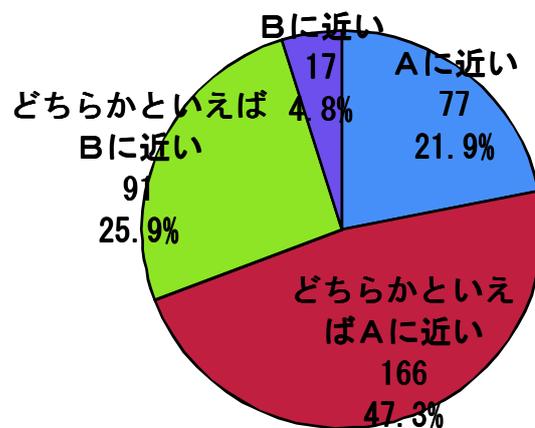
- ① Aの考えに近い ② どちらかといえばAの考えに近い
 ③ どちらかといえばBの考えに近い ④ Bの考えに近い



問8 現在の秦野市の行政サービスに必要な財源を確保するためには、「臨時財政対策債」という「借金」をしており、公共施設の維持に必要な財源の一部もこの「借金」でまかなわれています。次の2つの考えのうち、あなたの考えに近いもの一つを選んでください。

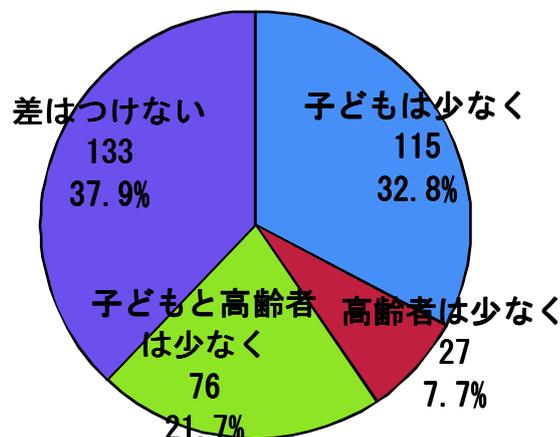
A	現在の公共施設サービスに係るコストは先送りしないで、できるだけ現在の市民の負担とすべきである。
B	現在の公共施設サービスに係るコストであっても、一部を将来の市民の負担としても仕方がない。

- ① Aの考えに近い ② どちらかといえばAの考えに近い
 ③ どちらかといえばBの考えに近い ④ Bの考えに近い



問9 公共施設は、様々な世代の方に利用されていますが、今後、世代による使用料の負担に差をつけることについて、あなたの考えに近いもの一つを選んでください。

- ① どちらかといえば、子ども（子育て世代）の負担は少なくすべきである
 ② どちらかといえば、高齢者の負担は少なくすべきである
 ③ どちらかといえば、子ども（子育て世代）と高齢者の負担は少なくすべきである
 ④ どちらかといえば、世代による負担に差をつけるべきではない



これらの結果を見ると、使用料の負担増はある程度容認でき、施設を使う人がコストに見合った負担をするべきで、現在のサービス提供に係るコストを先送りせず、できるだけ現在の市民の負担とし、使用料には何らかの形で世代間の差をつけるべきである、と多くの市民が考えていたことが分かります。

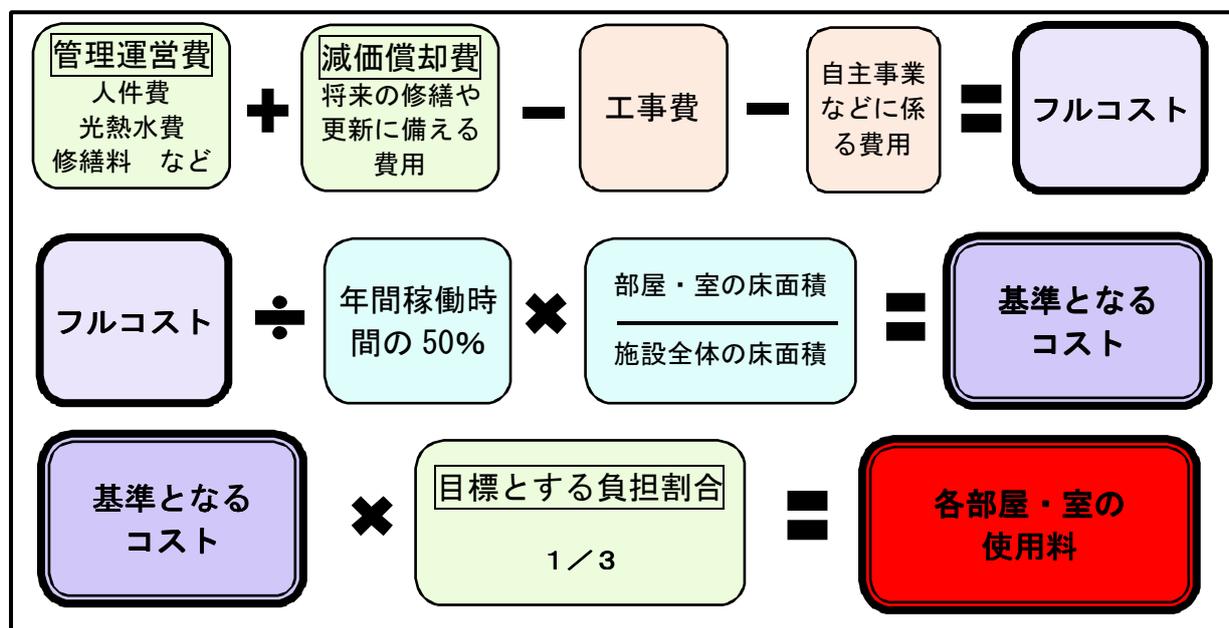
平成 26(2014)年度から検討を始めた公共施設の使用料の見直しは、このアンケート調査の結果も参考にしつつ、庁内での検討、地域への説明などを経て、平成 29(2017)年市議会第 2 回定例会で一括改正条例案が可決され、同年 10 月 1 日から新料金体系に移行しました。

(5) 基本的な考え方等

使用料の見直しに当たり、人件費を含めた、公共施設を適正に維持していくために必要な全ての費用に、減価償却費^(※1)を加え、この額から年度による差が大きい工事費と施設の自主事業などに係る費用を除いた額を「フルコスト」と定義しました。

この「フルコスト」から、稼働率 50%を維持することを前提に、部屋・室の面積を用いて「基準となるコスト」を算出し、この額の 1/3 程度を使用料で賄えることを基本として、各施設の部屋・室の使用料を算出しました。

【使用料の算出】



※1 「減価償却費」とは、一時的な支出を耐用年数（使える年数）に応じて少しずつ分割して費用化することで、企業会計ではコストとして捉えてサービスの価格が決定されています。これに対して、都道府県や市町村等では、単式簿記・現金主義会計の「官庁会計」のみが導入されていましたが、ここ数年で、複式簿記・発生主義会計の考えを取り入れた「新たな公会計制度」が導入され、これまで見えにくかった「減価償却費」などのコスト情報が公開されるようになっていきます。

見直しは、公民館(11 館)、総合体育館等、33 施設の部屋・室を対象として実施し、各施設における部屋・室の見直し後の使用料の変動は次のとおりとなっています。

【使用料見直しによる変動】

引き上げ	220 部屋・室(無料施設の有料化含む)
据え置き	101 部屋・室
引き下げ	13 部屋・室
新規開放	4 部屋・室
使用料の廃止	6 部屋・室

(6) 使用料の見直しに伴うその他の見直し

ア 使用時間区分の見直し

会議室等の 113 部屋・室について、利用者負担の緩和と効率的な施設利用の推進のため、それまで 1 時間単位だった使用区分を 30 分単位に見直しています。

イ 無料化の導入

使用料見直しに先立ち、平成 27(2015)年度及び 28(2016)年度には、カルチャーパークプールとおおね公園温水プールについて、子ども(中学生以下)の利用の無料化を試行しました。施設の運営や維持管理に特段の問題が無かったため、子育て支援策の一環として、共用利用が可能な施設について、中学生以下を無料化しています。

また、高齢者の健康増進を目的として、子どもと同様に 70 歳以上の共用利用も無料としました。

ウ 減免基準の統一

これまで施設毎に規定していた減免基準について、同じ活動であれば、どの公共施設を利用しても同じ取り扱いになるよう統一しました。しかし、減免対象となる活動は非常に多岐にわたり、一律的な基準で機械的に判断できない場合も想定されるため、庁内検討組織としてプロジェクトチームとワーキンググループを設置し、減免事例に関する情報共有と取り扱いの統一を図ることにしています。

エ はだのっ子応援券の交付

使用料が減免とはならない、子どもを含むサークル活動等の利用について、1 回の活動実績に対して 1 枚を交付し、次回の活動に係る使用料の 50%に相当する額として使用できるもので、継続的な活動の場合には、2 回に 1 回の利用が半額となる制度です。

この場合のサークル活動は、子どもに対して学習、教育若しくは技術に係る指導行為が行われること又はその成果の発表の場としての使用であることを条件としており、子育て支援策の一環として制度化したものです。

現在、ダンスやテニス、サッカーなど、多くのサークルで利用されています。

オ 定期的企業使用

公共施設は、それぞれが目的を持って建設され、一般的にはその目的を達成するための使用が優先されていますが、このことが特に夜間の利用率低下を招いている一面があります。

使用料の見直しを進めるに当たり、非効率的な利用状況を放置したままにはできないと考え、また、利用が低下する夜間の閉館などのサービス低下を防ぐために、夜間の利用率が低く、同じ施設の他の部屋・室で機能が補完できる施設として、保健福祉センター、曲松児童センター、広畑ふれあいプラザの3施設において、営利目的での利用を可能とする「定期的企業使用」を試行期間を経て制度化しました。

この場合の使用料は「基準となるコスト」の1/3ではなく「フルコスト」としているため、歳入の増加によるコストの削減効果はもちろん、低価格で民間教育サービスの提供が行えるなど、新たな施設利用の可能性が期待されます。

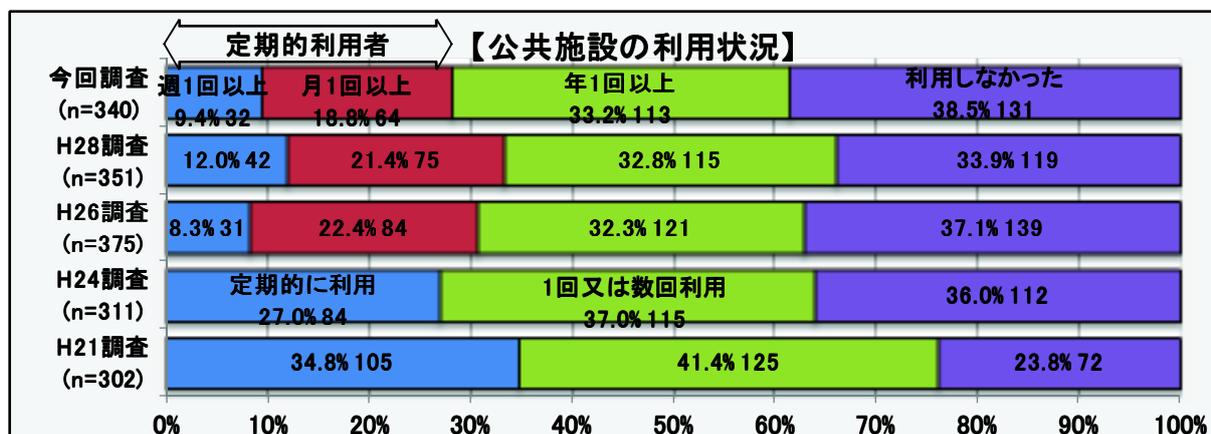
カ 公共施設整備基金への積み立て

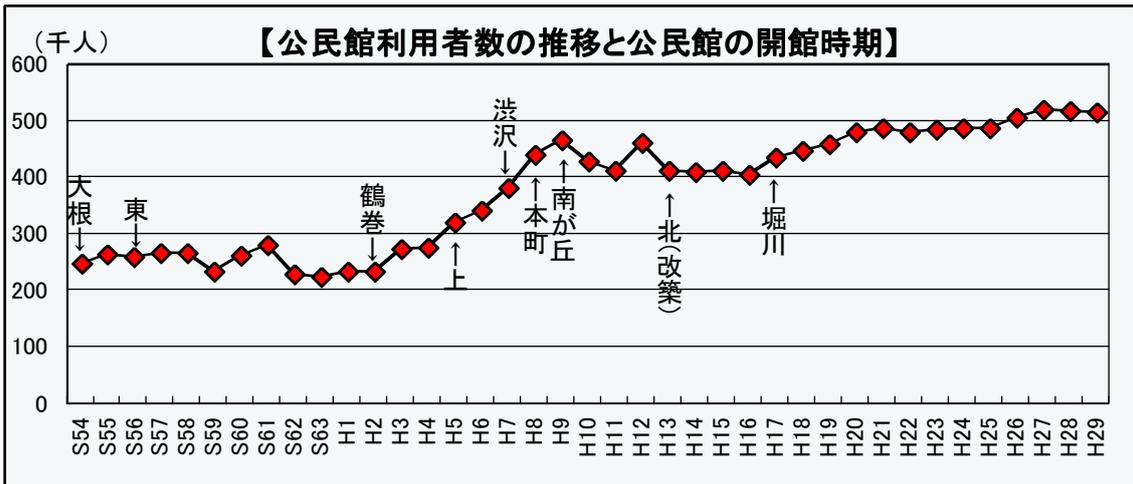
公共施設の老朽化対策が使用料見直しの主要な理由のひとつであったことから、使用料収入の15パーセントに相当する額を公共施設整備基金に積み立てることにしています。

(7) 使用料見直しの影響

平成30(2018)年6月にインターネットを利用して実施した、公共施設に関するアンケート調査から、公共施設の利用状況を単純集計した結果及び過去の調査との比較を見ると、公共施設を週に1回以上又は月に1回以上利用している「定期的利用者」は前回調査と比較して5.2ポイント減少し、28.2パーセントとなっています。

使用料見直しは、平成29(2017)年10月1日の利用申請から適用されていますので、3ヶ月前から予約可能となる公民館等の施設では、見直しの影響が現れてくるのは、平成30(2018)年1月分以降ということになります。アンケート調査において「定期的利用者」の割合が減少していることは事実ですが、公民館の利用者数がほぼ横ばいであったことを考えると、その直接的な原因が使用料見直しであるとは考えにくい状況です。



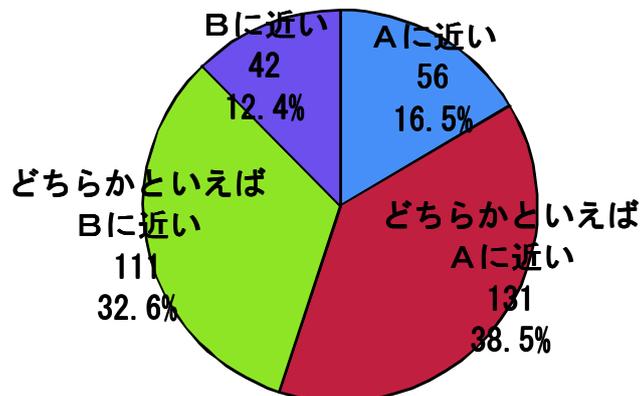


また、使用料見直し後の市民の考えを把握するため、インターネットによるアンケート調査で、次のような質問をしています。

問6 秦野市では、将来にわたって公共施設を適正に維持していくため、15%程度だった施設の管理運営費（コスト）に対する利用者負担割合の適正化を目指し、平成29年10月に使用料の見直しを行いました。しかし、今回の見直しでは従前の使用料等の2倍を引き上げの限度としたため、目標とする1/3の負担割合に達していない施設もあります。今後も秦野市では、使用料見直しの効果を定期的に確認することにしており、その結果によっては再度の見直しを行うことも考えられます。次の2つの考えのうち、あなたの考えに近いものを一つ選んでください。

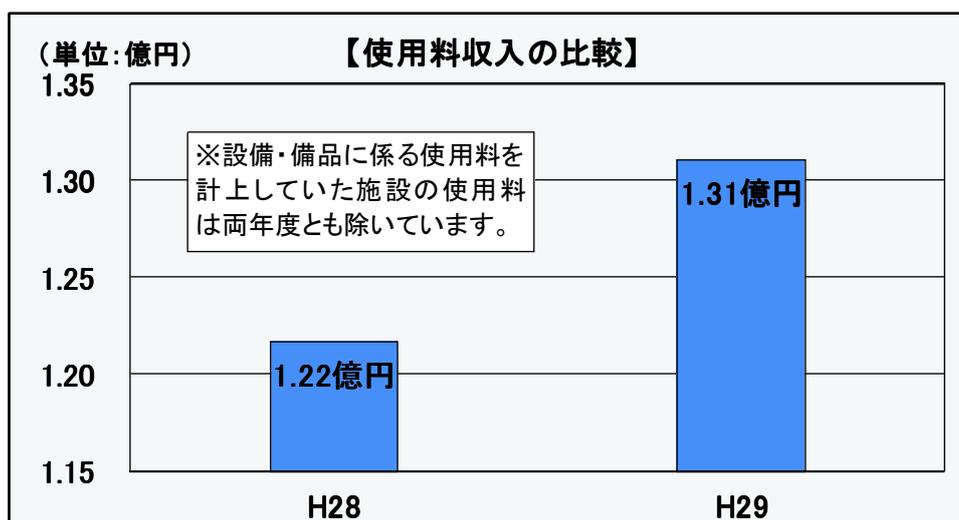
A	公共施設を適正に維持・管理していくためには、利用者が応分の負担をすべきであり、今後も実態に応じて使用料の見直しを行うべきである。
B	公共施設の適正維持も大切だが、昨年度の見直しにより多くの施設で使用料が引き上げられ、利用しにくくなった人もいるため、これ以上の見直しは行うべきではない。

- ① Aの考えに近い ② どちらかといえばAの考えに近い
 ③ どちらかといえばBの考えに近い ④ Bの考えに近い



多くの施設の部屋・室で値上げとなった使用料見直しですが、この設間では更なる見直しの可能性を示したうえで回答していただきました。「実態に応じた使用料の見直し」に賛成となる、「Aに近い」又は「どちらかといえばAに近い」と回答した人の割合は、合わせて 55.0 パーセントで、過半数の市民が適正な負担割合に理解を示していることが伺える結果となっています。

実際の使用料収入の変化についてですが、平成 29(2017)年度における使用料収入の総額は、約 1 億 4,652 万円で、平成 28(2016)年度と比較して約 59 万円、0.4 パーセントの微増となりました。これは、見直しの影響が平成 30(2018)年 1 月使用分以降に現れるため、実質的には 3 か月の影響である、ということのほか、平成 28(2016)年度の使用料に、部屋・室そのものの使用料のほか、比較的高額となる設備・備品に係る使用料を計上していた施設があるため、この施設の使用料を除くと、平成 29(2017)年度における使用料収入は約 1 億 3,106 万円、平成 28(2016)年度と比較して、約 940 万円、7.7 パーセントの増となっています。



(8) 更なる適正化に向けて

平成 29(2017)年度の決算数値を用いて、使用料見直し時と同じ算定方法^(※1)により、施設別の使用料を試算しました。

試算使用料が実施の使用料よりも高くなった施設は 20 施設 71 部屋・室となりました。このうち、1,000 円を超える差額が発生している施設は、次の表にある 4 施設 8 部屋・室となっています。また、表の部屋・室以外でも、施設の中で最も広いスペースを占める部屋・室（各公民館の多目的ホールなど）の差額が大きくなる傾向が見られ、使用料見直し時に引き上げ幅を 2 倍に制限した影響が現れていると考えられます。

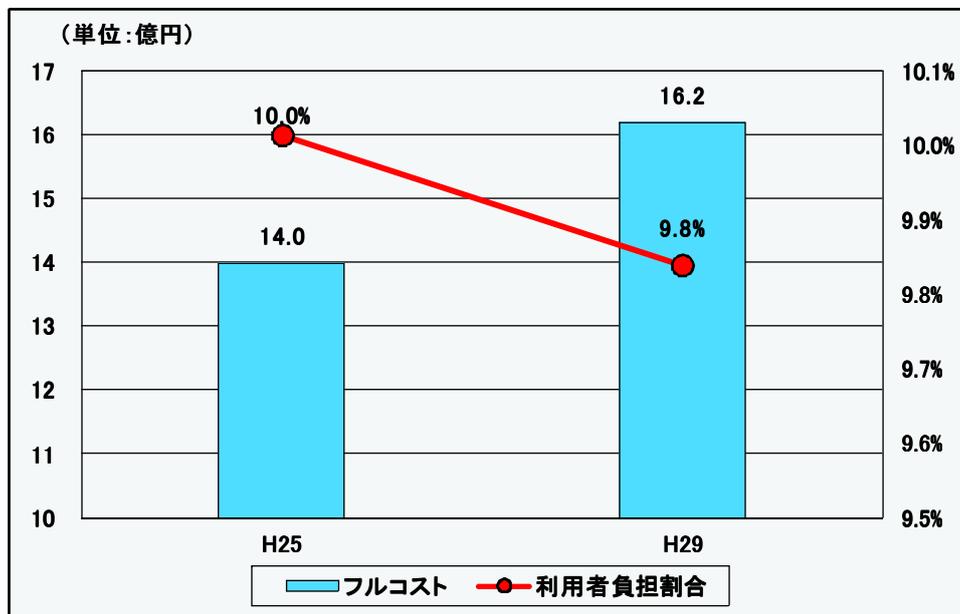
※1 基本的な算定方法は同じですが、施設全体の面積の計算方法や、減価償却費と見做す大規模改修工事費の加算方法など、算定の根拠となる数値の計算方法を一部見直した施設があります。また、試算のため、自主事業などに係る費用は見直し時と同額としています。

【実際の使用料が試算使用料よりも 1,000 円以上低い施設】

施設・部屋名	試算使用料	実際の使用料	差額
大根公民館多目的ホール	2,000	800	▲1,200
総合体育館メインアリーナ専用使用(全面)	16,100	4,200	▲11,900
総合体育館サブアリーナ専用使用(全面)	5,100	1,400	▲3,700
総合体育館第1 武道場専用使用(全面)	3,600	1,000	▲2,600
総合体育館第2 武道場専用使用(全面)	3,600	1,000	▲2,600
総合体育館弓道場専用使用	2,800	800	▲2,000
サンライフ鶴巻体育室専用使用	2,100	800	▲1,300
図書館視聴覚室	1,900	800	▲1,100

なお、アンケート調査の設問では、フルコストに対する利用者負担割合を「15パーセント程度」と表記していますが、使用料見直し時における実際の利用者負担割合は 10.0 パーセントでした。使用料見直しの効果は、実質的に平成 30(2018)年 1 月分以降に現れることから、使用料収入の増加は限定的となっています。また、その使用料収入の増加を、フルコストの増加(大規模改修費用の加算による減価償却費の増加と工事請負費の減少が原因)が上回ったことで、平成 29(2017)年度における利用者負担割合は、見直し前よりも 0.2 パーセント減少し、9.8 パーセントとなっています。

【使用料見直しによる利用者負担割合の変化(全施設)】



平成 29(2017)年度決算数値を用いた試算では、目標とする「利用者負担割合 1/3」を達成した施設はありませんでした。使用料見直しの影響が平成 30(2018)年 1 月分以降に現れるため、年間を通した効果を見極めるためにも、今後も試算を行い、利用者負担割合の変化を把握する必要があります。

なお、今回の試算で利用者負担割合が減少した原因として、フルコストの増加が挙げられます。また、使用料見直しの理由のひとつには、施設の老朽化対策があり、増加する使用料収入を財源として、修繕や備品の更新を行うことで、利用者の利便性を向上させ、安全を確保する必要がありますので、この面での費用増加は使用料見直しの趣旨に合致しています。しかし、これ以外の費用が増加した場合には、使用料見直しの効果がフルコストの増加に打ち消されることになるため、各施設における管理運営費の抜本的な見直しが必要です。

今後、各施設の管理運営費の節減を行いながら、利用者負担割合の推移を把握したうえで、利用者負担の適正化を図る必要があります。

5 計画的な維持補修とコスト削減のための工夫

(1) 管理台帳

多くの施設管理担当課で、管理台帳等が十分に備えられていない現状がうかがえます。このような状況下では、計画的な維持補修を行っていくことは、厳しい財政状況のもとではなおさら難しいものと思われ、中期的な視野に立った改修計画を作成して財政負担を平準化するなど、今後一層の努力が必要となります。

このような状況を改善するため、本市では、市民が安心して安全な公共施設を利用できるように、建物の安全性及び機能性を維持し長寿命化を図るとともに、維持補修等の保全経費の将来の見通しを把握し、財政負担の平準化を図りながら、計画的な改修等を進めることを目的とする「(仮称)公共施設保全計画」を策定中です。この計画により、公共施設の維持補修について、一元的な管理が可能になると考えています。

(2) コストの検証

相対的に利用者数が少ない施設ほど、一人当たりのコストが高い傾向が現れています。このような施設については、事業内容の見直しや他施設との統廃合を積極的に検討する必要があります。また、同種の施設間でもコストのばらつきが大きく、その原因を分析し、管理運営方法を改善するとともに、施設存続の必要性や受益者負担のあり方について検討する必要があります。

さらに、学校教育施設やこども園等についても、施設間で児童・生徒等一人当たりの管理運営コストにばらつきがあり、公の施設等と同様に、その原因を分析し、改善していく必要があります。なお、民地を借りている施設については、施設間での比較を十分に行い、明らかに負担が大きくなっている施設は、早急に見直しを行う必要があります。

6 一元的な管理運営

(1) 格差の解消

現在、公共施設は、行政財産として各所管課が管理運営を行っていますが、管

理運営に関するノウハウや予算などは、所管課の持つ人的及び物的能力に依存していることから、公共施設の状態に格差が生じてしまう場合があります。

このような状態を解消するとともに、管理運営に要する資源の集約によるスケールメリットを活かすためには、一元的な管理運営を行う体制が必要となります。

(2) 施設情報の一元化

本市では、インターネットによる施設予約システムが取り入れられていますが、貸館業務を行っているにもかかわらず、そこに組み入れられていない施設もあります。また、空き情報の検索は、用途や部屋の種類からある程度までは行うことができますが、本市独自のシステムではなく、神奈川電子自治体共同運営サービスのシステムを利用していることもあり、使い勝手は不十分です。近隣の代替施設を検索することができれば、特定の施設や時間への予約の集中が緩和されるとともに、施設の利用者を増やす効果も期待できます。

さらに、施設によっては、ホームページ等の情報が極端に少なく、利用率向上の妨げになっていると思われる場合があります。施設情報の提供方法や予約システムについても、一元的なチェック体制づくりと運営が必要です。

